

令和 4 年度

事 業 計 画

社会福祉法人 品川総合福祉センター

目 次

法人事業計画	1
法人研修実施計画	7
地域福祉課事業計画	9

高齢者群

1. 特別養護老人ホーム かえで荘事業計画	1 1
2. 特別養護老人ホーム 品川区立中延特別養護老人ホーム事業計画	1 3
3. 特別養護老人ホーム 品川区立八潮南特別養護老人ホーム事業計画	1 5
4. グループホーム八潮南事業計画	1 7
5. 品川区立中延在宅サービスセンター事業計画	1 9
6. 品川区立八潮在宅サービスセンター事業計画	2 1
7. 品川区立大井在宅サービスセンター事業計画	2 3
8. 品川区在宅介護支援センター事業計画	2 5

障害者群

1. 障害者支援施設 かもめ園（知的障害部門）事業計画	2 9
2. 障害者支援施設 かもめ園（身体障害部門）事業計画	3 1
3. 障害福祉サービス事業 サンかもめ事業計画	3 3
4. 品川区立心身障害者福祉社会館事業計画	3 5
5. 品川区旗の台障害児者相談支援センター事業計画	3 9
6. 品川区中延・大井第二・八潮障害者計画相談支援事業所事業計画	4 1
7. 品川区障害者地域活動支援センター事業計画	4 3
8. 障害福祉サービス事業 福祉工場しながわ事業計画	4 5
9. 障害福祉サービス事業 鮫洲なぎさの家事業計画	4 7
10. 障害福祉サービス事業 さつき事業計画	4 9
11. 保育所 八潮中央保育園事業計画	5 1
12. 保育所 八潮北保育園事業計画	5 3

その他

13. 品川区立高齢者住宅 八潮わかくさ荘事業計画	5 5
14. 品川区立高齢者住宅 大井倉田わかくさ荘事業計画	5 7
15. 品川区立大井三丁目高齢者憩いの場事業計画	5 9

令和4年度 法人事業計画

1. 基本方針

社会福祉法人品川総合福祉センターは法人理念に基づき「地域における福祉の発展・充実」を使命とし、安定的・継続的・発展的経営に努めるとともに、多様な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組む。

法人設立40周年の前年となる年であり、30周年「未来創造図」を振り返り、中長期の課題の整理と具体的な取り組みを検討し、法人の魅力を高める新たなビジョンのもと、さらなる発展につなげる一年とする。

2. 重要課題

- (1) 法人の現状分析から令和5年度を起点とする新しい10年計画を作成し、職員全體が参加する法人課題解決に向けた具体的な取り組みのベースを作る。
- (2) 「中期経営計画」の収支改善、人権擁護、人材確保の3テーマについて、未達成の課題を整理し、引き続き具体策を講じる。
 - 1) 収支計画進行管理シートにより、各事業の収支状況をきめ細かく把握し、稼働率向上等による収入の確保と、人件費、関連費用、事務費等の低減化によるコスト削減の対策を講じる。
 - 2) 利用者の尊厳の尊重の見地に立ち、「あなたが感じた他者の不適切ケアや不快な行為気づきシート」の調査で明らかになった利用者支援や職員モラルに関する問題点について職員一人ひとりの自覚を促し、専門性の高い支援と対人援助専門職としての人権意識及び倫理観の醸成を進め、虐待を防止する。
 - 3) 職場環境改善のため働き方改革基本方針を本格実施し、ワークライフバランスを考慮した働きやすい職場を作り人材の確保につなげる。また、外部派遣など職員研修の充実を図り、中堅職員、リーダー層の育成に努める。
- (3) 八潮北保育園の運営移管に伴い、施設運営を軌道に乗せる。
- (4) 八潮中央保育園の全面改修を実施する。改修中の一時移転、改修について区と協議し進める。
- (5) 区の八潮南特別養護老人ホーム増改築計画に協力し、区と共に計画案の検討、作成に取り組む。
- (6) 障害系事業所利用者の障害重度化と高齢化の問題に対応し、支援方法やプログラム検討、医療的ケアの推進を図る。
- (7) 地域の福祉ニーズ、利用者ニーズに対応したプログラムの作成を各事業所で検討し、推進する。
- (8) ICT技術導入について、八潮南特養の実践を情報共有し、各施設での導入化に向けた検討を進める。
- (9) 新型コロナウイルス感染防止に関わる情報を収集し、適切な感染防止対策を実施することで、安心して施設利用をしてもらえる体制を作る。
- (10) 法人設立40周年に向け、記念行事の検討、準備を進める。

3. 実施方針

(1) 経営基盤の安定化

さらに良質なサービスを多くの利用者に永続的に提供していく財政基盤の安定化を進めるため、法人の基幹事業である特別養護老人ホームをはじめ、各業種単位でそれぞれの課題を共有し、ニーズに対応したサービス提供をして稼働率向上に努める。また効率的な職員配置、非常勤化などを進め、収支バランスの適正化を推進する。

(2) 安定的な組織運営

経営理念に基づき社会福祉法人の責務を果たしていくために、関連法を遵守し、コンプライアンス委員会の取り組みなど、業務管理の適正化を進める。法人全体のガバナンスを強化し、安定的な組織運営を図る。

(3) 利用者サービスの向上

利用者の自己決定と自己選択を重んじ、人権の尊重、個人の尊厳に配慮した良質なサービスの提供に努める。また、虐待防止委員会を中心に、利用者支援に対する職員の意識向上を図り、不適切な言動や行動を根絶する。

サービス向上に向け、サービス向上委員会の機能を活かし、利用者サービスの質を検証し、支援観の共有などで職員全体のサービス意識の向上を図る。

(4) 職員育成、職場環境改善

働き方改革を軸として、職場環境の整備、人材育成・確保、人事管理を人材部会、総務課、研修委員会、安全衛生委員会を中心に進めていく。

1) 人材育成、人材確保

優良人材の採用に向け、福祉、介護関連教育機関と連携し、きめ細かな実習生対応、効果的な採用活動を進める。また外国人を含め幅広く人材を募集する。

職員の資質向上のため、法人内研修や外部研修への参加など、研修の機会を確保していく。メンター制度の機能強化など、新任職員の初期教育とともに、中堅層、リーダー層の育成強化を図る。

支援方法の実践研究発表の場としてしなふく向上発表会を活用し、施設間の情報共有を進め、支援の質の向上、職員のモチベーション向上を図っていく。

職員のキャリアアップ、資質向上に向け職員の資格取得支援体制を強化する。

2) 快適な職場環境の整備

快適に働く場を実現するため、安全で健康的な職場環境を整備し、職員の定着を進める。また、職員の健康意識を高め、健診後のフォロー強化など職員の健康管理を強化する。

介護、支援の身体的・精神的負担を軽減し、介護の質を維持しながら効率的な業務運営の実現に向け、ICT導入、適切な介護機器の活用を進める。

3) 適切な人事・労務管理の実践

職員のオーバーワークに注意し、適切な人事・労務管理を行うことで、優良人材の定着を図る。

(5) 地域社会への貢献

1) 地域との共生

地域の福祉ニーズを把握し、地域とともに発展する組織を目指し、地域貢献活動を企画し実施する。福祉教育、地域交流行事の企画など地域福祉の推進を図る。

2) 行政・関係機関との連携・協力の促進

行政・関係機関との連携・協働により、地域の福祉課題の解決に向け積極的な対応に努める。

3) 公益事業

施設機能の地域開放を進め、必要な地域福祉、社会貢献の活動を検討し実施する。

4. ガバナンス

定款及び管理規程に基づき、下記の会議を行う。会議開催にあたってはオンライン技術の活用で、職員の移動時間短縮や効率的な運営を心掛ける。

(1) 理事会

法人経営方針を決定する。

6月 事業報告・決算・規程改正他、9月 第一次補正予算他、11月 第二次補正予算他、1月 第三次補正予算他、3月 次年度事業計画・当初予算他

(2) 評議員会

適切な開催を行う。法人役員を選任、事業報告、決算を審議、承認をする。

(3) 監事による監査

監事による法人内事業監査、会計監査人の会計監査に基づく収支状況の監査を年度中期、決算時に実施する。

(4) 経営会議

・理事長が主宰し、法人運営上の重要案件について審議、決定する。

・常務理事、事務局長、事務局次長、統括施設長、総務課長、財務課長、地域福祉課長、特命担当課長が出席する。

(5) 施設長会

事務局長が開催し、各施設長、課長が出席する。法人運営方針の共有化、各施設・事務局間の情報交換、連絡調整、意見交換を行う。

(6) リーダー会

幹事リーダーが運営を調整、月1回実施、各リーダーが出席する。

(7) 防災管理委員会

事務局長、各施設長（各防火管理者）により随時、法人の防災計画に基づき実施する。（毎月の総合訓練の他、消防署による指導を計画する。）

(8) 安全衛生委員会

月1回、法人の管理規程に基づき実施。安全衛生委員、各施設安全衛生推進委員が出席し、安全で健康的な就労のため職場環境の改善を進める。

(9) 虐待防止委員会

月1回、全施設長により開催し、職員の利用者に対する不適切な言動、行動の根絶を目指す。

(10) コンプライアンス委員会

年に3回（定期、他必要に応じ隨時）開催し、法人業務における適法性を確保する。

（11）サービス点検調整委員会

毎月1回、外部委員による利用者ヒアリングを実施し、サービス内容の点検を行う。

（12）苦情解決第三者委員会

施設への苦情について、年2回第三者委員による委員会を開き、苦情に対しての対応、分析を行い、サービス改善につなげる。

5. 防災対策

- （1）法人防災計画のとおり訓練及び防災設備点検などを実施する。また、いつ起こるとも知れない大規模災害に備え、BCP（事業継続計画）の適正運営を進める。
- （2）令和3年2月に締結した、品川区内社会福祉法人災害時等相互応援協定に基づき、相互の応援に取り組む。
- （3）昨年度、品川区より提示された、災害時の福祉避難所について、法人内で情報を共有し、福祉避難所の在り方や受け入れの具体的方法を品川区と協議し検討を進める。

品川総合福祉センター行動指針

幸せを追求する権利、文化的で健康な生活をする権利を擁護します。
私たちは、福祉の実践を通し、人々の良心と優しさと結び合い、福祉社会の実現を目指します。

1 活動の目標

- (1) 私たちは、福祉サービスを必要とする方たちの杖になるよう努力します。
- (2) 私たちは、孤独の中にいる方たちの友となるよう努力します。
- (3) 私たちは、身体に障害を持つ方たちの補装具となるよう努力します。
- (4) 私たちは、言葉のない方たちの言葉を聞く努力をします。
- (5) 私たちは、施設を利用される方たちだけでなく、そのご家族の幸せの為にも活動します。
- (6) 私たちは、地域社会の福祉の為に活動します。

2 活動の指針

- (1) 私たちは、常に学習し、より良い支援、サービスの提供に努めます。
- (2) 私たちは、いつどこでも、誰に対してでも、丁寧で優しい言葉で接しています。
- (3) 私たちは、常に人権を意識して、支援やサービスを実施します。
- (4) 私たちは、常に利用者の方たちの生活空間や利用される場所の清潔と美化に努めます。
- (5) 私たちは、常に職場の整理整頓と美化に努めます。

令和4年度 品川総合福祉センター職員研修実施計画

1. 基本方針

- (1) 福祉人材の採用が困難な状況の中で、福祉、介護、保育の業界では、人材の確保、育成が大きな経営課題となっている。法人本来の目的である利用者サービスの質的向上と継続性の高い経営基盤の強化を図るため、採用した人材の適切かつ確実な育成に努める。
- (2) 法人組織は事業所の種別や事業所数も増え、職員の職種の多様化、人員規模の拡大が進み、従来とは異なる人材育成・職員教育の考え方、方法、労務管理が必要となる。当法人はこのような状況変化に対応し、福祉サービス提供者として、法人理念の実現に向け、専門性と人間性のバランスのとれた人材育成に向け職員教育体系を整備し、良い人材の育成を精力的に進める。
- (3) 職員の人権擁護教育を徹底し、利用者に対しての「不適切な言動」の根絶を目指し、さらに利用者への「良い生活」の提供を進めるため、人としての尊厳を守り、利用者個々の可能性が生涯を通じて最大限に發揮され、満足と生きがいにつながる支援ができる人材育成に取り組む。
- (4) 関係機関の人権研修や権利擁護研修については、受講者に留まらず、各事業所の現任研修等において広く周知し、サービス提供内容の検証に繋げていく。

2. 重点目標

- (1) 役職者の育成
法人の運営を担う管理者、リーダー職の育成を進める。またリーダー候補者の育成と共に後進の育成を進めていく。
- (2) 個別支援の充実
利用者の人権や生活を守る職員の意識を高め、サービスの質的向上を図る。利用者本人のニーズを的確に把握し、本人の力が發揮され、自立につながる個別的支援を進められるように研修を行う。
- (3) 権利擁護
メンター制度の機能化を図り、新人のフォローアップを強化する。虐待防止と身体拘束の廃止に取組み、職員教育、勉強会の実施、介護技術等の向上を推進する。権利擁護に対する法人の方針を広く伝え、支援員として適切な声掛けを推進する。
- (4) 自己啓発・資格取得支援
職員の資格取得を推進するため、勉強会の実施、技術指導等の支援を行う。職員のスキルアップに向け専門機関、行政等が主催する研修に派遣する。
- (5) その他
介護プロフェッショナルのキャリア段位制度の研究を行う。
個人研修受講記録の作製を継続していく。

3. 研修計画

(1) 全体研修

研修名	日数	日程	
しなぶく向上発表会・研修報告会	2時間	令和5年2月3日（金）※区講堂借用	各事業所での取り組みを発表 5月に公募、7月に発表施設決定 品川区実践研究発表会へ申込みと連動させる

(2) 階層別研修

研修名	日数	日程	目的・内容
2022年度新任職員研修	4日間	令和4年3月23日（水）～3月28日（月）	新社会人、法人職員としての心構え等
2022年度新任職員現況報告会	3時間	令和4年6月17日（金）	新任職員対象 3か月経過現況報告会
2022年度新任職員研修（採用6か月後）	1日間	令和4年9月30日（金）	試用期間を終了するタイミングで現況報告会をおこなう
初級職員研修（採用2、3年目）	1日間	令和4年7月8日（金）	AM（外部研修） PM（2年目職員現況報告会） 2～3年の職員を対象に役割を学ぶ 現況報告を通じて現状を共有する
中級職員研修（採用5、6年目）	1日間	令和4年10月5日（水）	終日（外部研修） 中堅職員としての役割や求められる職責について学ぶ
特別上級職員研修（採用10年目）	1日間	令和4年4月～5月※6月より開始できるように調整	10年目を迎える同期職員と現状確認を行うと共に、中堅職員としての役割を学ぶことが目的 研修企画内容は受講者自身が企画する
リーダー候補者研修①	3時間	令和4年5月27日（金）	外部（14:00～17:00） リーダー職に必要なスキルを学ぶ
リーダー候補者研修②	3時間	令和4年8月19日（金）	内部（14:00～17:00） リーダーとして必要な法人・財務・総務等基礎知識を学ぶ
管理職養成研修 (4年目以降の全リーダー)	半日	令和4年11月4日（金）	外部（14:00～17:00） ★次年度管理職就任予定者には、「社会福祉施設長資格認定講習会」を受講させる。 (前年度3月申し込み)
リーダー研修	半日	令和5年1月10日（火）	外部（14:00～17:00） 講師・内容はリーダー会で決定 リーダーのスキルアップが目的
管理職研修	半日	未定	外部（14:00～17:00） 講師・内容は研修委員会で決定 管理者のスキルアップが目的
非常勤対象者研修	半日	令和4年10月14日（金）PM	30h/週未満の職員対象 ★30h/週以上の職員は初級・中級の研修受講 ★兼任の接遇マナー研修に参加も可能とする
中途採用職員研修		入職時各事業所	採用時は説明事項をまとめた用紙、配布資料を準備し各施設で対応する。
2023年度新任職員研修	5日間	令和5年3月20日（月）～3月27日（月）	令和5年度新任職員研修

(3) 技能研修

介護技術研修		入所系事業所実施。（オープン参加）	
メンター研修	2時間	令和4年5月13日（金）	外部 メンター向け研修 役割や対応方法を学ぶ
交換研修	調整	他法人等相手機関との調整による	法人内外を問わず、事業所間研修を行い、見聞を広げることを目的とする
救急法研修	年4回	大井消防署八潮出張所に依頼	
特別研修①	2時間	令和4年6月14日（火）15:00～17:00	外部(内容は委員会で提案する)
特別研修②		令和5年1月12日（木）15:00～17:00	外部(内容は委員会で提案する)

(4) 目的別研修

法人人権擁護・虐待防止研修	2時間	令和4年11月25日（金）	人権擁護・虐待防止の観点から法人全職員対象に講義をおこなう
福祉施設の看護師研修	2時間	年度内一回看護師連絡会にて開催	毎月実施している看護職打ち合わせにて研修内容を決定 看護師スキルアップを目的とする

令和4年度 地域福祉課事業計画

1. 基本方針

- (1) 誰もが安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指し、法人の理念である「地域とともに」を実践すべく、地域に対する窓口として、センター内各部署の協力を得ながら事業を展開する。
- (2) 様々な福祉ニーズから、解決に努力しながら地域福祉力の向上を図る。
- (3) 法人の広報担当課として、法人事業の積極的な発信に努める。

2. 重点目標

- (1) 法人行事の実施や地域行事への参加をとおし、地域住民との相互理解と交流を深める。
- (2) 地域の関係機関と連携し、地域福祉を推進する。
- (3) 地域の教育機関等と連携し、青少年の福祉教育を進める。
- (4) 法人の広報活動を積極的に展開し、地域社会に福祉啓発を進める。
- (5) ボランティアを育成し、活動の定着、組織化を図る。
- (6) 法人の社会貢献活動の拡張を検討する。
- (7) 相談やニーズ調査等から各施設と連携し、地域貢献活動費等、福祉資源の開発を進める。
- (8) 大井三丁目高齢者憩いの場（大井三丁目ゆうゆうプラザ）にボランティアの定着を図り、事業の企画運営を展開する。
- (9) コロナ禍で各種イベント、講座の開催方法について検討する。
- (10) ホームページのリニューアル後の運用および各事業所、SNS の公式運用を軌道に乗せる。

3. 実施項目

- (1) 法人行事
しなふく紅葉フェスタ 令和4年10月23日（日）
- (2) 地域行事
 - ①八潮まつり 令和4年 7月16日（土）・17日（日）
 - ②八潮美化運動への参加 令和5年 3月 5日（日）
 - ③八潮北避難所祭への参加 ※開催日未定
 - ④八潮音楽祭の調整・参加
 - ⑤支え愛活動会議参加
- (3) ボランティアの育成および活動の定着化。
 - ① 品川ボランティアセンターとの連携を図る。
 - ② ボランティア担当者会議の実施 ※年3回
 - ③ 「ボランティアのつどい」の実施 令和5年3月4日（土）

- ④ ボランティア保険の対応
- ⑤ 地域貢献ポイント事業の対応
- ⑥ ボランティアの意見を聴き、ボランティア活動がスムーズに進むよう法人・各施設のボランティアマニュアルを活用する。

(4) ボランティア教育の推進

- ① ボランティア講座の開講
- ② 社会人や幅広い年代層を対象としたボランティア体験に協力する。
(企業研修等)
- ③ 品川区社会福祉協議会と連携し「夏の体験ボランティア 2022」を実施する。
- ④ 小中学校・高校等教育機関と連携し、総合学習等に福祉教育で協力する
- ⑤ 「子どものつどい」を実施する。※開催日未定

(5) 各種教室

地域住民と施設利用者との交流、コミュニティの確立を目指し、各種教室を実施する。

- ① 手話舞踊・手話サークル（毎月第1日曜日）
- ② 生花サークル（毎月第2日曜日）
- ③ 絵画サークル（毎月第3日曜日）

(6) 広報活動

- ① しなふくニュースの発行（年4回）
- ② ボラボーラの発行（随時）
- ③ その他必要により、品川ボランティアセンターだより、品川区広報、八潮だより等を利用し広報活動を実施する。
- ④ ホームページ掲載による事業の広報・募集活動を行う。

(7) 後援会・連合家族会の事務局としての役割

- ① 品川総合福祉センター後援会の事務局として、後援会会長、役員と連携し、会の運営を支援する。
- ② 品川総合福祉センター連合家族会の事務局として、連合家族会会长、役員と連携し、会の運営を支援する。

(8) その他

- ① 総合相談窓口（専門機関との連携）・見学者等の受け入れ調整
- ② 募金活動・復興災害義援金活動
- ③ ふくしま祭りへの参加（施設間交流、ダンス参加の調整）
- ④ 車椅子等の福祉機器、催事用機材等の地域への貸し出し
- ⑤ 物品寄付受付
- ⑥ 園芸サークルの連絡調整、運営を支援する。
- ⑦ 地域行事の実行委員として、地域社会との連携を進める。
- ⑧ その他必要な情報収集及び情報提供に努める。

令和4年度 かえで荘事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に則り、利用者一人ひとりの夢や思いを大事にし、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目指す支援や介護を実践する。
- (2) 利用者の「人としての尊厳」を守る。
- (3) 利用者本位（主体）のサービス提供を行う。
- (4) 個別ニーズに対応すべく、「ケアプラン」に基づくサービス提供を実践する。
- (5) 複合施設のメリットを活かし、地域の福祉拠点として、地域（住民）とともに地域づくりを推進する。

2. 重点目標

(1) 目標稼働率の確保

稼働率の向上を図り、収支改善に努め経営の安定化を目指す。生活相談員と定例会を行い現状把握と今後の見通しを立てた入所調整を進める。また日々のケアを丁寧に行い、体調変化を早期に発見し長期入院を防ぐ努力をする。

(2) 個別ケアの推進

個別利用者担当制を強化する。各自のアセスメント力・モニタリング力を向上させ職員間で共有し、利用者の思いに寄り添ったケアを実現する。

(3) 多職種協働によるチームケア

より質の高いチームケアの実践のために多職種の連携強化を図る。職員間のコミュニケーションを大切にし、利用者個々の日常生活における価値観をカシファレンスの場で共有し、チームでケアプランの実践につなげていく。

(4) 職員の専門性向上

介護士が医療的ケアを提供できるよう痰吸引等の研修を積極的に受講する。また、職員の医療知識と介護技術の向上を図るために、介護専門誌を購読し、研修等で学習できるような環境整備を行う。

(5) 人への尊厳

その人が大切にしている事や大事にしている物を職員が知り続け大切にする。利用者の状態や病気に関わらず、ひとりの人として接する。

(6) 品川区施設サービス向上研究会によるサービスの質の検証と向上

サービス向上計画に基づいたサービスの実践をP D C Aサイクルにて行う。また、サービス向上委員会ほか各委員会、係活動の機能を強化し一層のサービスの質の向上を図る。

(7) リスクマネジメントの強化

事故防止対策や感染症対策を強化し、様々なリスクに対応できるようマニュアル等を整備し、非常時に備える。

(8) ICT の導入による業務改善

ICT 等を導入し業務の効率化を図る。また、介護機器の導入により腰痛予防をはじめ、働きやすい職場環境へと改善を図る。

3. 定員・目標稼働率

- (1) 特別養護老人ホーム 定員 80 名 目標稼働率 96%
- (2) 短期入所（ショートステイ） 定員 6名（空床 4名） 目標稼働率 74%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ①日常生活において、利用者の主体的な暮らしを支援するために、各職員が専門職としての自覚と責任を持ち、科学的な根拠に基づいたケアプランを作成し、意図的な関わりを持つ。また、利用者自らが持つ能力や意欲を引き出し、その力の発揮が十分出来るよう自立支援を意識したケアを心がける。
- ②認知症ケアへの取り組みを強化するために、認知症ケアの基礎を学び、コミュニケーション能力を高める。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見・散歩 個別外出	10	ふれあい寄席 紅葉フェスタ（法人）、個別外出
5	菖蒲湯 春の食事会 個別外出	11	秋のバギング食事会 個別外出
6	個別外出 お楽しみ会	12	柚子湯 お楽しみ会
7	七夕 個別外出	1	新年交礼会 お楽しみ会
8	カキ氷・夏のお楽しみ会 個別外出	2	節分
9	敬老祝い会、個別外出	3	ボランティアの集い（法人） 個別外出、お花見

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	月 1回	全職員
フロア一会議	月 1回	各フロア一職員、介護士リーダー、介護士など
役職会議	月 1回	管理者、各専門職、介護士リーダー
生活相談員会議	月 1回	管理者、生活相談員
サービス担当者会議	適宜	全職員
その他委員会等	1～2月 /1回	サービス向上・身体拘束適正化・事故防止・感染症対策・ 虐待防止・褥瘡予防委員会など

6. 職員配置（短期入所所属含む・非常勤は常勤換算数）

	管理者	相談員等	介護士	看護師	栄養士	機能訓練	事務員	計
常勤	1	3	28	2	1	1	1	37
非常勤			3.9	2				5.9
合計	1	3	31.9	4	1	1	1	42.9

令和4年度 品川区立中延特別養護老人ホーム事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に則り、利用者一人ひとりの夢や思いを大切にし、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目指す支援や介護を実践する。
- (2) 利用者の「人としての尊厳」を守る。
- (3) 利用者本位（主体）のサービス提供を行う。
- (4) 個別ニーズに対応すべく、「ケアプラン」に基づくサービス提供を実践する。
- (5) 地域の福祉拠点として、地域（住民）とともに地域づくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 価値観の共有
「何のために、誰のために、何を大事にしてケアを行うのか」等、全職員で入所者の権利擁護やケアに関する価値観を共有する。
- (2) 目標稼働率を確保
生活相談員を中心に多職種で連携し入所調整を迅速に行い、ベッドを空けることなく、施設利用を必要とする方に、必要なサービスが提供できるようにする。
- (3) 個別ケアの推進
一斉一律ではなく、入所者一人一人に合わせた本人本位のケアプランを立案し、その内容を熟知した上でケアプランに基づくケアを実践する。
- (4) 職員の資質向上
研修計画に基づき、各種関係機関の研修受講を推進し、知識と技術の向上と習得に努める。チーム単位で年間のテーマを決めそれに対し実践・研究を行う。
- (5) 居室担当者の役割の明確化
アセスメントやモニタリング、居室の環境整備、健康管理や身だしなみ、拘縮予防等、居室担当者の役割を明確にする。
- (6) ニーズに合わせたショートステイ事業の提供
全職員が事業の必要性を理解し、介護支援専門員との連携により必要なサービスを提供する。特に緊急利用に対しては出来る限り応え、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。また、複合施設内の通所介護事業との交換研修を実施し、より在宅介護を意識したサービスの提供に努める。
- (7) 品川区施設サービス向上研究会によるサービスの検証と向上を実施する。
- (8) 建物・機械設備・介護機器などの経年劣化への対応
大規模改修に向け、改修工事前に必要とされる工事や介護機器の購入について計画的に行う。介護関連機器については、介護スタッフの意見を取り入れ、時代に合わせた機器を導入出来るようプロジェクトチームを発足する。
- (9) 地域の福祉拠点としての役割を果たす
地域ニーズの把握を行い、イベント等を通じ施設を身近な場所と捉えてもらい、気軽に相談できる関係を構築し、誰もが安心して暮らせる町づくりを行う。

3. 定員・目標稼働率

(1) 特別養護老人ホーム	定員 80名	目標稼働率 96%
(2) 短期入所（ショートステイ）	定員 10名（空床4名）	目標稼働率 95%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ① 介護支援専門員（生活相談員兼務）が要となり、適切なアセスメント（センター方式を活用）を実施し、入所者及びご家族の意向の確認、多職種参加のカンファレンスの実施で個々のニーズに応じた全員が合意できるケアプランを策定。各職種がケアプランに沿って、その専門性に応じたサービス提供を行う。
- ② 「看取り介護」については、本人、ご家族の意向を受け、慎重且つ丁寧なカンファレンスを重ね、本人が苦痛の無い時間を過ごす事ができるよう、全職員が協力して取り組んで行く。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見、事業説明会	10	くつろぎ祭り、紅葉フェスタ（本部）
5	菖蒲湯	11	バイキング食事会、家族懇談会
6	せせらぎコンサート	12	柚子湯、Xmasコンサート、餅つき
7	七夕	1	新年会
8	月遅れお盆 地域懇談会「なかのぶ会」	2	節分、総合防災訓練 地域懇談会
9	敬老会関連行事 例大祭 総合防災訓練	3	ボランティアの集い（本部）

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
役職連絡会	1~2/月	役職者・その他
フロア会議	1~2/月	生活相談員・介護職員・看護職員・その他
担当者会議	随時	本人、家族・生活相談員・介護職員・看護職員・その他
給食会議	1/月	管理栄養士・給食業者・介護職員・看護職員・その他
現任研修	1~2/月	役職者、介護士、看護師、管理栄養士、生活相談員
新任職員研修	1/月	新任職員、役職者
委員会活動	1~2/月	サービス向上、身体拘束廃止、事故防止、看取り、虐待防止（権利擁護）、感染症予防の各委員等

6. 職員配置（短期入所所属含む・非常勤は常勤換算数）

	管理者	相談員	介護士	看護師	栄養士	リハ	事務	計
常勤	2	2	27	2	1	1	1	36
非常勤			8.6	2.9		0.2		11.7
合計	2	2	35.6	4.9	1	1.2	1	47.7

令和4年度 品川区立八潮南特別養護老人ホーム事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に則り、利用者一人ひとりの夢や思いを大事にし、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目指す支援や介護を実践する。
- (2) 利用者の「人としての尊厳」を守る。
- (3) 利用者本位（主体）のサービス提供を行う。
- (4) 個別ニーズに対応すべく、「ケアプラン」に基づくサービス提供を実践する。
- (5) 地域の福祉拠点として、地域（住民）とともに地域づくりを推進する。

2. 重点目標

(1) 目標稼働率の確保

収支改善に努めることで経営の安定化を図る。入所調整については、週1回の打ち合わせの中で進捗を確認して稼働率を向上させる。日々のケアの質の向上とICTの活用で体調不調者の早期発見と早期対応を心掛ける。退院調整については生活相談員、リーダー等で連携して進める。

(2) ICTの活用

導入したICTの有効活用を推進する。職員ひとり一人がICTの活用方法を習熟できるよう、また、施設としての活用方法の検討を継続するために、ICT委員会を新設する。その中で、業務改善、働きやすさ改革を進める。

(3) 感染症の発生及び蔓延防止を強化する

日々の予防を徹底するとともに、職員自身の健康管理に努める。感染症対策を効果的に実施するために、感染症の理解と対処方法を学び、委員会の開催と研修及び訓練（シミュレーション）を行う。

(4) 人への尊厳

利用者の生活する姿を尊重し、いかなる場合も虐待に繋がる行為を防止し、利用者一人ひとりにとっての安心や安全を優先する生活を実践する。

(5) フロア間の連携

共通の行事実施や業務の見直しの中で、フロア間の連携を強化し、施設全体のサービスの質の向上を図る。

(6) 増改築への対応

区で計画している増改築に向けて、現運営事業者として、区と協働して検討、提案、調査協力等を行う。

3. 定員・目標稼働率

- | | | |
|-------------------|--------------|-----------|
| (1) 特別養護老人ホーム | 定員 89名 | 目標稼働率 96% |
| (2) 短期入所（ショートステイ） | 定員 11名（空床4名） | 目標稼働率 90% |

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ①アセスメントを踏まえ、施設サービス計画書（ケアプラン）を作成し、利用者本位の支援を実践する。必要に応じてその都度カンファレンスを行い、支援・介護の手段を修正し適切なサービスを提供する。その中で利用者個々の声や思いを引き出し、利用者主体の生活ができるよう支援する。
- ②感染症の予防と健康管理に努める。その為に研修や業務見直し等を図ることでケアの質を向上させる。また、看取り介護、褥瘡予防、身体拘束廃止、介護事故の防止等について継続して取り組む。
- ③施設全体で余暇支援の向上に努め、生活に豊かさをもたらす支援を行う。
- ④ショートステイについて、利用者・家族の意向を踏まえた支援を行い、サービスの質の向上を図る。利用状況、地域のニーズを踏まえ、空床の活用を図る。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見、団地内散策など	10	しなふく紅葉フェスタ
5	菖蒲湯	11	お茶会など
6	お茶会など	12	ゆず湯 定期健康診断
7	七夕飾り	1	お正月、書初めなど
8	花火大会など	2	節分
9	お月見 総合防災訓練	3	ひな祭り ボランティアの集い

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	第2火曜	施設長・総括リーダー・リーダー・介護士・相談員・ケアマネ・看護師・管理栄養士・機能訓練指導員
役職会議	第4火曜	総括リーダー・リーダー・施設長
ケースカンファレンス	随時	ケアマネ・生活相談員・介護士・看護師・管理栄養士・機能訓練指導員・その他
フロア会議	随時	リーダー・介護士・他職種
給食会議	隔月	施設長・管理栄養士・リーダー・給食委託業者
委員会活動	月1回～ 隔月1回	事故防止、感染症予防、褥瘡予防、身体拘束適正化、虐待防止、サービス向上、看取り、ICT

6. 職員配置（短期入所所属含む・非常勤は常勤換算数）

	管理者	相談員等	介護士	看護師	栄養士	機能訓練	事務員	計
常勤	1	2.5	39.5	1	1	1	1	47
非常勤	0	0	4.5	3.2	0	0	0.5	8.2
合計	1	2.5	44	4.2	1	1	1.5	55.2

令和4年度 グループホーム八潮南事業計画

1. 基本方針

- (1) 最後まで、利用者が一人の人間として、その方で在り続けることを支援する。ホームに入居してもこれまでの生活が出来るだけ途切れることなく、利用者自身が生き生きと元気になるように支援する。
- (2) 利用者の有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に何事においても利用者本人を中心に置いて支援を行う。
- (3) 利用者一人ひとりが、八潮地区の「住民」としての生活を営む。

2. 重点目標

(1) 目標稼働率を確保

利用者の事故を防止し、体調変化に早期に気づけるようケアを丁寧に行い、入院者を出さないように努める。また、ケア以外の部分で業務の見直しを行い、収支の改善に努める。

(2) 感染症の発生及び蔓延防止を強化

最新の情報を収集し、日々の予防を徹底する。対策を効果的に実施するために、各職員が理解し、対処法を学び実行することや感染の媒体にならないように、委員会の開催と研修、訓練（シミュレーション）を行う。また、職員自身の健康管理に努める。

(3) 職員の資質向上

事業所内、法人内、各種関係機関の研修受講を推進し、事業所内で定期的に認知症ケアの委員会と研修を実施し、職員個々の統一したスキルアップに繋げる。

(4) 人としての尊厳を尊重

「共に生活する」という意識を持ちながら、利用者が安心して生活できるよう、専門職としての支援や介護を実践する。

(5) 地域との連携

買い物や散歩などの近隣外出の他、地域のお祭り、本部での行事等に参加し、地域交流を強化するとともに、災害時などの連携に努める。

(6) ICT の活用

導入したICTの効果的な活用を目指し、定期的に委員会を開催する。

3. 定員・目標稼働率

入居定員18名、目標稼働率98%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ① アセスメントを踏まえ本人の生活する姿を共有し、利用者個々のサービス計

画書（ケアプラン）を作成する。日常のケアにおいては本人の行動を必要以上に制限せず、言動の原因やその背景を探り、その意味を理解することにより、本人の気持ちに添った根拠あるケアを行う。また、本人が自らの意志で日々の生活に主体的に取り組むことが出来るような働きかけを行う。

- ② 3食の食事を生活の軸と考え生活支援を実践する。献立、買い物、調理、盛り付けから食事をして片付けまでの一連の流れを大切にし、利用者と職員も共に行い、自立支援を実践する。
- ③ 「看取り介護」については、本人、ご家族の意向を尊重し、本人が苦痛の無い時間を過ごすことができるよう、丁寧なケアを全職員が協力して取り組んでいく。

(2) 日課

個別性を重視し、利用者自らが主体の時間軸による生活を支援する。

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見	10	しなふく紅葉フェスタ
5	ホタル観賞	11	
6		12	ゆず湯、クリスマス
7	七夕 八潮まつり	1	お正月
8	スイカ割り	2	節分
9	お月見	3	ひな祭り

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	第2月曜日	全職員
ケース会議	随時	リーダー・介護士
ユニット会議	随時	リーダー・介護士
運営推進会議	隔月 最終金曜日	施設長・リーダー・家族・地域・関係機関
委員会活動	月1回～ 3ヶ月1回	虐待防止、サービス向上、身体的拘束適正化検討、 感染症予防、ICT委員会

6. 職員配置

	管理者		リーダー	計画作成	介護士	計
常勤	0.5(兼務)		2	2(兼務)	12	14.5
非常勤					2.4	2.4
合計	0.5(兼務)		2	2(兼務)	14.4	16.9

※計画作成担当者は介護士と兼務

令和4年度 品川区立中延在宅サービスセンター事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に基づき、利用者一人ひとりの夢や思いを大切にしながら、通所により生き生きと毎日の生活が送れるようサービス提供を行う。
- (2) 「利用者の尊厳を守り一人ひとりを尊重したケア」を前提とし、特に人生の継続性の尊重、持っている生活能力の維持と活用を重視する。
- (3) 介護支援専門員が作成する「ケアプラン」における「通所介護事業所」の利用目的を全職員が共有し、それに基づいた「通所介護計画」を作成し、可能な限り個別のニーズに対応したサービス提供を行う。

2. 重点目標

- (1) 職員育成のため積極的に研修へ参加する。特に、人権擁護、身体介護技術、認知症介護に重点を置き外部研修に参加、事務所内の現任研修を通して全職員で共有する。
- (2) 担当の介護支援専門員との連携により、利用者情報を共有し、介護支援専門員の作成するケアプランに沿って、事業所において通所介護計画書を作成する。通所介護計画書の作成にあたっては、本人の力を活かしたサービスを提供出来るよう留意する。
- (3) 品川区介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）については、自立支援・介護予防の観点からリハビリ的な要素を取り入れ「介護を受ける」ためではなく「元気に楽しく過ごす生活」がイメージ出来、生きがい活動の場となるよう努める。
- (4) 地域密着型サービス（認知症対応型通所介護）に規定される運営推進会議を開催し、地域との連携を深め地域福祉の拠点となる事業所を目指す。
- (5) 一般介護予防事業「身近でトレーニング」については、外出自粛により活動量の低下した高齢者に対し、体力の維持・向上を目指し週6グループの受け入れを行う。
- (6) 地域ニーズの把握を行い、地域住民にイベント等を通じ身近な場所と捉えてもらい、気軽に相談できる関係を構築し、安心して暮らせる町づくりを行う。

3. 定員・目標稼働率

通常規模型	月曜日～金曜日	定員 35名	定員 20名	目標稼働率 77%
認知症対応型	月曜日～土曜日		定員 12名	目標稼働率 60%

4. サービス・支援計画

- (1) サービス全般
 - ① ケアプランに基づき、適正なアセスメントを行い、利用者の有する能力の維持

向上を主眼に置いた通所介護計画を作成する。その目標を、全職員で共有・共通理解をして、日常のケアで継続的に実践する。

- ② 認知症対応型では、認知症の状態を正しく理解し、危険のない限り行動の制止や強制等することなく、不安を取り除き利用者の気持ちに沿った関わりを通じて、安心に繋がるケアを行う。
- ③ 送迎時に職員が添乗することにより、家族との情報交換を密に行う。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見	10	くつろぎ祭り しなふく紅葉フェスタ（本部）
5	菖蒲湯	11	紅葉ドライブ 外食ツアーチ
6	バスハイク	12	ゆず湯 餅つき・炊き出し防災訓練
7	七夕	1	新年会
8	夏祭りイベント	2	節分、総合防災訓練 運営推進会議「なかのぶ会」
9	例大祭(町会盆踊り)、総合防災訓練 運営推進会議「なかのぶ会」	3	ひな祭り ボランティアの集い（本部）

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修	1/月	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
ケース会議	2/月	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
給食会議	1/月	管理栄養士（特養）、介護職員、（給食業者）
サービス向上委員会	1/月	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
虐待防止委員会	1/月	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
運営推進会議 (認知症対応型通所介護)	2/年	管理者、生活相談員、介護職員、品川区職員、その他

6. 職員配置（非常勤職員は常勤換算数）

	施設長	管理者	生活相談員 (介護士兼務)	看護師	機能訓練指導員 (看護師・PT等)	計
常 勤	1	1	5	0	0	7
非常勤	0	0	5.9	2.9	0.5	9.3
合 計	1	1	10.9	2.9	0.5	16.3

令和4年度 品川区立八潮在宅サービスセンター事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に基づき、利用者一人ひとりの夢や思いを大切にしながら、通所により生き生きと毎日の生活が送れるようサービス提供を行う。
- (2) 「利用者の尊厳を守り一人ひとりを尊重したケア」を前提とし、②人生の継続性の尊重①自己決定の尊重③持っている生活能力の維持と活用を重視する。
- (3) 介護支援専門員が作成する「ケアプラン」の「通所介護事業所」の利用目的を全職員が共有し、それに基づいた「通所介護計画」を作成し、可能な限り個別のニーズに対応したサービス提供を行う。

2. 重点目標

- (1) PTによるマシンを使用してのリハビリトレーニングを積極的に導入し、筋力アップと新規利用者の確保により稼働率の向上を図る。
- (2) 八潮団地という地域特性から階段の昇降の困難さに起因する入所を可能限り在宅での生活を継続できるよう支援し、稼働率の向上を図る。
- (3) 総合事業対象者の受入れを積極的に行い、プログラムの見直しにより身体機能の維持・向上を図ることで、在宅での生活の継続を目指す
- (4) 新型コロナウイルス等感染症対策について、これまで同様安心して利用していただけるよう徹底して行う。
- (5) サービスセンターの役割を職員全員が把握し、すべての利用者、家族、介護者に対して人格を尊重した接遇とサービス提供を行なう。
- (6) 福祉施設としての機能を十分に活用し、介護者、家族、地域住民等のニーズへの対応も積極的に行う。
- (7) 八潮在宅介護支援センター等介護支援専門員との連携を深め、迅速かつ適切なサービス提供を行う。
- (8) 一般介護予防事業「マシンでトレーニング」の充実により介護状態にならず自立した生活を継続できるよう支援する。

3. 定員・目標稼働率

月曜日～金曜日 定員各 35 名、土曜日 定員 20 名 目標稼働率 68%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ・サービスセンターに関わるすべての利用者、家族、関係者等に対して、職員一人一人がどのような場合にも相手を尊重した言葉遣いと態度で接することを徹底する。
- ・利用者及びその家族の要望と日常生活の状況に基づき、適切な通所介護計画を作成し、評価していく。
- ・自由クラブ、サークル活動等、利用者の要望に添って楽しく満足度の高い多様

- なプログラムを提供する。マシンを使用しての筋力アッププログラムの提供。
- ・品川区総合事業における「いきいき活動支援プログラム」について、利用者主体のプログラムを工夫して取り組んでいく。
 - ・機能訓練は理学療法士、介護士、看護師が連携して実施する。
 - ・利用者の体調の維持管理、感染症の予防に努め、家族や主治医、介護支援専門員と連携して対応する。
 - ・給食について、委託業者と共に給食会議の実施、検食簿の活用などを通じ、満足度の高い食事を提供していく。
 - ・地域開放事業を定期的に実施し、地域福祉力の向上に寄与する。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見 事業説明会	10	外出プログラム しなふく紅葉フェスタ（本部）
5	しょうぶ湯・家族懇談会	11	外出プログラム
6		12	ゆず湯 クリスマスコンサート（地域開放事業）
7	カフェぽつかぼか（地域開放事業）	1	新年プログラム
8	変わり湯	2	カフェぽつかぼか（地域開放事業） 節分
9	外出プログラム	3	お花見

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員 (在宅介護支援センター職員含む)
業務会議	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
ケース会議	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
給食会議	月1回	担当職員、サンかもめ、委託業者合同
虐待防止委員会	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員 (在宅介護支援センター職員含む)

6. 職員配置

	管理者	生活相談員 (介護士兼務)	介護士	看護師 (介護士兼務)	機能訓練指導員 (PT)	計
常勤	1(兼務)	4(リーダー含)	2	0	1	8
非常勤	0	0	2.3	1.6	0	3.9
合計	1	4	4.3	1.6	1	11.9

令和4年度 品川区立大井在宅サービスセンター事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人の理念に基づき、利用者一人ひとりの夢や思いを大切にしながら通所により生き生きと毎日の生活が送れるようサービス提供を行う。
- (2) 「利用者の尊厳を守り一人ひとりを尊重したケア」を前提とし、特に人生の継続性の尊重、自己決定の尊重、持っている生活能力の維持と活用を重視する。
- (3) 介護支援専門員が作成する「ケアプラン」における「通所介護事業所」の利用目的を全職員が共有し、それに基づいた「通所介護計画」を作成し、可能な限り個別のニーズに対応したサービス提供を行う。

2. 重点目標

- (1) 前年度、利用者やケアマネージャーから好評であった「転倒予防エクササイズ」を日中活動の中心として継続実施し、サービスの質向上及び新規利用者獲得によるさらなる稼働率向上を目指し、事業の黒字化を図る。
- (2) 通所介護計画書やサービス状況報告書の作成等の業務・サービス管理を強化し法令順守を徹底する。
- (3) 年間の研修計画に沿った研修を毎月実施し、また外部研修にも参加させることにより、職員教育を充実させる。
- (4) 低迷している認知症対応型通所介護の稼働率の向上のため、地域住民の方々が利用しやすい環境やプログラム整備を行うとともに、次年度以降の事業所運営の変更等も視野に入れて検討を行う。
- (5) 通所介護では、品川区介護予防日常支援総合事業のサービスの充実を図る。
- (6) 福祉施設としての機能を十分に活用し、介護者、家族、地域住民等のニーズへの対応も積極的に行う。
- (7) 通所介護の土曜日定員を20名から35名に増やし、稼働の向上を図る。

3. 定員・目標稼働率

通常規模型	月曜日～土曜日	定員 35 名	目標稼働率 77%
認知症対応型	月曜日～土曜日	定員 12 名	目標稼働率 41%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

- ①ケアプランに基づき、適正なアセスメントを行い、利用者本人が本来持っている生活能力を正確に見極め、可能な限りその有する能力が発揮できるような通所介護計画を作成し、その目標を全職員で共有・共通理解をして、日常のケアで継続的に実践する。
- ②認知症対応型通所介護においては、利用者ご本人の容態やベースを踏まえた臨機応変のケアを実践し、また介護支援専門員と連携し介護者への継続的な支援を行う。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見、家族懇談会、運営推進会議	10	運営推進会議、地域開放事業
5	しょうぶ湯	11	紅葉ドライブ、介護者教室
6	介護者教室	12	餅つき・ゆず湯
7	夏祭り	1	初詣
8	すいか割り	2	節分、お花見（梅）
9	敬老食事会	3	お花見（桜）

5. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
全体会議	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員 (在宅介護支援センター職員含む)
サービス向上委員会	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
ケース会議・現任研修	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員
虐待防止委員会	月1回	管理者、生活相談員、介護職員、看護職員 (在宅介護支援センター職員含む)
運営推進会議 (認知症対応型通所介護)	年2回	管理者、生活相談員、区職員、民生委員、町会役員、利用者家族

6. 職員配置(非常勤職員は常勤換算)

	管理者	生活相談員 (介護士兼務)	介護士	看護師	機能訓練指導員 (作業療法士)	計
常勤	2	5	5	0	0	12
非常勤	0	0	4.5	2.5	0.5	7.5
合計	2	5	9.5	2.5	0.5	19.5

令和4年度 品川区在宅介護支援センター事業計画

1. 基本方針

- (1) 介護保険法および「品川区介護保険事業計画（品川区いきいき計画21）」・「品川区在宅介護支援システム」に基づき、「居宅介護支援事業所」として、また「（地域型）在宅介護支援センター」および「品川区地域包括支援センター」としての役割を十分に認識し、サービス提供を行う。
- (2) 一人ひとりの「夢」「思い」を大切にし、身近な地域の総合相談窓口として、利用者本位の総合的なサービスマネジメントを行なう。
- (3) できる限り住み慣れた我が家で暮らすために、品川区との協働を基盤に、地域住民や自治会、民生委員、医療機関、サービス提供機関、ボランティア等の関係者と連携し、在宅介護支援センターが核となって地域のネットワークを構築することにより、支え合いの仕組みづくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 地域包括支援センターの機能【①総合的な相談窓口・虐待防止等の権利擁護機能 ②介護予防マネジメント ③包括的・継続的マネジメント】及び、居宅介護支援事業所の機能を充実させ、利用者一人ひとりに対し、公正中立なケアマネジメントを実施する。
- (2) ケアマネジメントの自己点検及び進行管理と合わせ、管理者が一元的管理を行いつつ在宅介護支援センター間相互点検を定期的に行なうことで、法令遵守を徹底する。
- (3) 地域包括ケアシステムを推進することを目的とした「品川区地域ケア会議」の一端を担う「地区別地域ケア会議（地区ケア会議）」の機能を強化する。大井第二在支と合同の地区ケア会議を継続実施し、事例検討会などの他、関係機関と共に各種サービスや地域の情報交換、情報共有を行い、連携機能を強化させる。
- (4) 地域共生社会の実現に向け、障害者の相談を身近な地域で受けられるよう併設の障害者計画相談支援事業所と連携し相談支援事業を実施する。
- (5) 品川区在宅介護支援センターでの記録方法として標準とされた、「記録を可視化し振り返りをしやすくする生活支援記録法<F-SOAIP>」を職員全員が習得する。
- (6) 在宅介護支援の標準化を図るべく開始された、「適切なケアマネージメント手法」を職員全員が身につけるため、基本ケア研修と疾患別ケア研修を受講する。

3. サービス・支援計画

(1) マネジメント

介護支援専門員ひとりあたりの担当ケース数は、介護給付担当35件、予防給付担当60件を上限とする。生活の状況、ニーズについて適切にアセスメントを行い個別ニーズに対応した適切なケアプランを作成し、利用者本位の在宅生活が継続できるよう、自立に向けて支援する。

(2) 高齢者実態把握

地域の高齢者が、要支援・要介護状態に陥らないように早めの対応が実施できるよう、要介護認定調査、基本チェックリスト等の情報を有効に活用し、地域全体を見守っていく。

(4) 認知症に関する事業

- ①認知症サポーター養成事業、認知症サポーターレベルアップ事業の実施。
- ②認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携を図る。
- ③高齢者虐待問題については、法律に基づき策定された「品川区高齢者虐待防止対策推進要綱」に則り、組織的・体系的に取り組む。
- ④成年後見制度については制度理解を深めるとともに、品川成年後見センターとの連携を図り、判断能力の低下に対応した高齢者の権利擁護に努める。

4. 地域づくりおよび連携

- (1) 認知症サポーター養成講座等を通じ、認知症に対する地域住民の理解と対応力向上を推進する。
- (2) 利用者（総合事業及び介護給付対象者）およびそのご家族のみならず、地域住民からも期待され、地域に生じている様々な福祉ニーズを直視し、その解決に向け努力すると同時に地域福祉力の向上を図る。

・中延在支

- ①併設の事業所と協働して、地域の方向けに「憩いの場・居場所作り」としてコミュニティーカフェを開催し、その中で寄せられた相談に対し適切に対応する。
- ②感染症の流行により地域交流が困難となった際は、在宅介護支援センターより地域の高齢者向けに情報発信を行い、身近な相談機関として地域住民に寄り添う。

・大井在支及び大井第二在支

- ①大井三丁目憩いの場については大井・大井第二在支ともに協力し、高齢者、地域住民が活用できる施設になるよう活動支援していく。また、地域での新たな介護予防活動の場の開発を行う。
- ②顔のみえる関係づくりを推進するために今後も引き続き大井地区で活動する介護関連事業所との連携強化を図っていく。

・八潮在支

- ①自治会等の地域の活動に積極的に協力し、地域づくりを推進する。
- ②八潮在宅サービスセンター、八潮シルバービア及び地域住民と連携し、自衛消防訓練に参加する。大規模災害に対しては、BCP計画に基づき、それに則った要援護者名簿の作成等を実施し対応できるようにする。

5. 職員教育

- ①職員の専門知識とマネジメント技術の向上を図るため、品川福祉カレッジ及び外部研修等に参加する。また、毎月部内現任研修を継続する。
- ②指導的な人材の育成を積極的に進める。メンター制度の活用。
- ③法人で取り組む人権擁護を意識し、人権に関する外部研修に積極的に参加し、現

任研修等で情報共有し、各職員の人権意識を高める。

6. 会議・研修

会議名	開催日	参加職員
職員会議・現任研修	月1回	全職員
定例会議	毎週1回	全職員
地区ケア会議	月1回	全職員、地区のケアマネジャー、保健師、社会福祉協議会職員、病院相談員、サービス事業所、品川区高齢者福祉課職員
虐待防止委員会	月1回	全職員

7. 職員配置

	施設長		管理者 (リーダー)		介護支援 専門員		主任介護支援 専門員 (再掲)		計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
八潮	1		1		6	1	3		8	1
中延	1		1		9		4		11	
大井	1		1		5		1		7	
大井第二	1		1		5	1	3		7	1

令和4年度 かもめ園（知的障害部門）事業計画

1. 基本方針

- (1) 人としての尊厳を守り、個々の可能性が生涯を通じて最大限に発揮され、利用者の満足と生きがいにつながる支援を提供する。
- (2) 利用者、家族の要望や思いを大切にし、施設との信頼協力関係を進める。
- (3) 地域住民として、積極的に地域行事等へ参加を図る。
- (4) 施設が地域の福祉ネットワークの核となるよう努力する。

2. 重点目標

(1) 個別支援の充実

利用者本人のニーズを的確に把握し、本人の力が発揮され、自立につながる個別的支援を進める。

(2) 権利擁護

虐待防止と身体拘束の廃止の取組みを実践し、職員教育、勉強会の実施、介護技術等の向上を推進する。支援員として適切な声掛けを推進する。

(3) ICT機器を含む設備の充実

業務軽減の為、機器の導入や設備を整える。

(4) 感染症予防

感染症について勉強会や発生を想定した訓練を実施する。

(5) 人材育成の推進

オンラインを含む研修への参加を推進し、施設内での勉強会を実施する。

3. 定員・目標稼働率

事業名	定員	目標稼働率
生活介護事業(日中支援)	52名	85%
施設入所支援事業(夜間支援)	52名	95%
短期入所事業	3名	100%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

本人からの聴き取り、周辺調査等により、固有のニーズを発掘し、支援の個別化を基とした個別支援計画を作成する。支援計画は6ヶ月ごとに見直す。職員2人～3人を単位とする複数担当制とし、職員相互の意思疎通を充分に図り、利用者にとって有益な支援の環境を整える。

短期入所は、サービス等利用計画に基づき、利用者が安全に安心して過ごせるよう配慮する。また施設の役割を認識し、多くの利用ニーズに対応で

きるよう、適正に利用調整を行う。

(2) 日中活動

- ①課題別活動は、創作、調理、散歩、屋外活動等のグループ活動、個々のニーズに即した個別活動を実施し、新しい活動も取り入れていく。
- ②通所生活介護、就労継続支援B型事業での活動は、利用者の希望や特性に応じ、各種サービスを利用する。

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見	10	紅葉フェスタ
5	菖蒲湯	11	外出行事、バイキング食
6	バイキング食	12	クリスマス会、保護者会、ゆず湯 障害者記念の集い、もちつき
7	七夕	1	正月行事
8	納涼会、物故者供養	2	節分、バイキング食
9	バイキング食	3	送別会
*年間を通して、個別旅行、ニーズに合わせた外出等を企画、実施する。			

5. 会議

会議名	開催日	参加職員					
職員会議	月1回	全職員					
生活会議	月1回	全職員					
ケース会議	月1回	全職員(担当利用者の疾病を課題として情報共有を図る)					
給食会議	月1回	管理者 サビ管 リーダー支援員 給食係 栄養士					
医務会議	月1回	管理者 サビ管 リーダー支援員 看護師					
役職会議	随時	管理者 サビ管 リーダー支援員					
虐待防止委員会	月1回	全職員					
身体拘束廃止委員会							
自治会	月1回	利用者 生活支援員					

6. 職員配置 *注 サビ管は、サービス管理責任者の略称です。(非常勤職員は常勤換算数)

	管理者	サビ管	支援員	看護師	管理栄養士	事務員	嘱託医	計
常勤	1	1	28	2	1	1		34
非常勤			3.5				2(実数)	5.5
合計	1	1	31.5	2	1	1	2	39.5

令和4年度 かもめ園（身体障害部門）事業計画

1. サービスの基本方針

- (1) 人としての尊厳を守り、個々の可能性が生涯を通じて最大限に發揮され、利用者の満足と生きがいにつながる支援を提供する。
- (2) 利用者、家族の意見や思いを大切にし、施設との信頼関係、協力関係を進める。
- (3) 地域住民として、積極的に地域行事等へ参加・活動を図る。
- (4) 施設が地域の福祉ネットワークの核となるよう努力する。

2. 重点目標

- (1) 専門性のある関わり方
障害特性を理解した根拠ある支援を行えるよう、勉強会等を実施する。また、支援の統一化を実施するため、マニュアルの整備をする。
- (2) 重度高齢化のリスク管理
日常生活の中でリハビリを行い、また医療機関と連携しリスク管理の徹底を推進する。
- (3) ICT 機器を含む設備の充実
業務軽減の為、機器の導入や設備を整える。
- (4) 人材育成の推進
オンラインを含む研修への参加を推進し、施設内での勉強会を実施する。
- (5) 権利擁護
虐待防止の取組みの実践。職員教育、勉強会の実施、介護技術等の向上を推進する。SDGsの視点として、生産的な雇用と働きがいのある雇用を推進する。定期的なヒヤリングをし、職員のストレス対策をする。
- (6) 感染症予防の徹底
感染症の勉強会や発生を想定した訓練を実施する。

3. 定員・目標稼働率

事業名	定員	目標稼働率
生活介護事業(日中支援)	48名	85%
施設入所支援事業(夜間支援)	48名	95%
短期入所事業	2名	100%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

面談、聴き取り等で個別のニーズを発掘し、支援の個別化を基本とした個別

支援計画を作成する。職員相互の意思疎通を充分に図り、統一した支援を実施し、利用者にとって有益な支援の環境を整える。

短期入所は、利用計画に基づき、安全に安心して過ごせるよう配慮する。また、施設の役割を認識し、多くニーズに対応するよう適正に利用調整を行う。

日中活動

- ① 生産活動（6F）では、作業種目は、就労継続支援B型事業「さつき」より委託を受け軽作業等行い、工賃は「作業要領工賃等支給要領」に基づき支給し、社会での役割と自分らしい生活を組み立てる事を目的とし支援する。
- ② 療護活動（3F）では、個々の能力と適性に合わせた日課を提供する。感染予防を視野に入れ、各種活動を実施する。また、利用者の個別性を重視し日々の生活を支援する。

（2）年間行事予定

月	内容	月	内容
4	花見	10	紅葉フェスタ・ふれあい寄席・定期健康診断
5	菖蒲湯・障害者スポーツ大会	11	バイキング食 予防接種
6	家族の集い・定期健康診断・バイキング食	12	障害者記念の集い・クリスマス懇親会・家族の集い・ゆず湯
7	七夕	1	正月行事・新年会
8	夏休み行事	2	節分・バイキング食
9		3	送別会・ボランティアの集い

*新しい生活様式に合わせた行事など実施し、個別ニーズに合わせた支援をする。

毎月利用者自治会を開催する。

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議・ケース検討会議 虐待防止委員会・身体拘束廃止委員会	月1回	全職員
生活会議・サービス向上委員会	月1回	リーダー サビ管 生活支援員
生産活動会議	月1回	管理者 リーダー サビ管 生活支援員
役職会議	随時	管理者 リーダー サビ管
給食会議	月1回	管理者 リーダー サビ管 栄養士 納食係

6. 職員配置 *注 サビ管は、サービス管理責任者の略称です。（非常勤職員は常勤換算数）

	管理者	サビ管	支援員	看護師	管理栄養士	事務員	嘱託医	計
常勤	1	1	25(兼務)	1	1	1		30
非常勤			3.2				2	5.2
合計	1	1	28.2	1	1	1	2	35.2

令和4年度 サンかもめ事業計画

1. 基本方針

- (1) 利用者個々に応じた自立を目指し、一人ひとりの主体性や意向を尊重することにより、人権の尊重を第一とした支援を実践する。
- (2) サービス向上委員会の活動や品川区セルフチェックシートの活用で支援の質の向上を図る。
- (3) 家族との関係づくりにおいて、利用者支援にあたっての連絡・情報共有を密に行い、また家族参加の交流行事等の実施で信頼関係を築く。
- (4) 自施設を社会資源の一つと考え、地域に開かれた施設を目指す。リサイクル活動・ボランティア活動等で地域の理解と支持を得て、利用者と地域社会を繋げる役割を果たす。また教育機関と連携し福祉教育を進める。
- (5) 研修への積極的参加等によって職員の資質向上を図る。また働きやすい職場環境を目指し環境整備を行う。

2. 重点目標

- (1) 拠点相談支援事業所と連携、様々な機会に施設をアピール、認知度を高め、利用者増を進める。
- (2) 利用者の健康管理（感染予防等）を進め、障害程度の重度化、高齢化などに対応する支援体制の強化、職員の専門性の向上のための研修への参加、情報共有等を進めていく。同時に感染症予防の徹底を継続する。
- (3) 地域の福祉ニーズ、利用者ニーズに対応したプログラムの変革を検討する。試験的にカフェタイムの運用を進める。
- (4) 虐待防止の取り組みを強化、身体拘束廃止への体制整備とともに職員の支援技術、知識の向上を推進する。

3. 定員・目標稼働率

定員：30名、目標稼働率：89%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

①個別支援

- ・利用者個々の身体・精神・生活状況・社会環境等を把握し、ニーズを明確化、状況や障害特性に合わせた個別支援計画を立案する。
- ・個別支援計画に則りニーズに沿った日中活動（創作活動・生産活動・散歩・音楽活動・地域交流等）を実施する。また各活動を通じ達成感や仲間との一体感、地域との繋がりを体感できるように努める。

②給食

委託業者との連携強化により様々な課題解決、食事の魅力化を進め、利用者が食の楽しみを感じ、施設の強みとしていく。また利用者個々の咀嚼・嚥下機能に合わせた食形態の提供を進める。

③送迎

適宜、安全に送迎を実施する。

④健康管理

バイタルチェック・嘱託医による検診(月1回)・健康診断(年1回)・インフルエンザ予防接種(年1回)など利用者の健康管理を進める。

⑤サービス向上委員会、

利用者の障害特性、高齢化に対応したプログラムへの再編を検討する。

(2) 週間・月間予定

毎週金曜: レクリエーション(ダンス・調理・創作活動他)

毎月第一週: 全体集会 每月最終週: 防災訓練

第3水曜: 合唱 不定期木曜: 音楽(ピアノボランティア)

(3) 年間行事予定

外出活動、クリスマス会等利用者のご要望に沿った年間計画を作成する。

5. 地域交流

地域住民、八潮在宅サービスセンター・八潮中央保育園等地域の福祉施設との交流、高齢者住宅への資源回収、地域清掃活動、八潮地域センター・図書館等の活用、地域イベントの参加、ボランティアの積極的受入れなどで地域交流を図る。また美術展への出展等、活動成果を積極的にアピールしていく。

6. 家族との関わり

家族との交流行事や日々の連絡を通して、家族との良好な信頼関係を築く。

7. 会議 下記の会議は管理者の責任で開催する。

会議名	内容	参加者	開催日
職員・支援会議	事業運営、支援、個別ケースなど	全職員	月1~2回
モニタリング会議	個別支援計画の点検、総括、策定	全職員	9、2月
給食会議	給食に関すること・業務委託内容	担当	毎月第一火曜日
身体拘束廃止 ・虐待防止委員会	身体拘束廃止、虐待防止、人権擁護に 関わる内容	全職員	月1回
サービス向上委員会	支援サービス向上に関わる内容	全職員	年4回

8. 職員教育・研修 以下の内容を計画する。

研修名	主催・内容
法人内研修	人権擁護、虐待防止研修、専門研修、階層別研修への参加
内部研修	現任研修・人権擁護、虐待防止、身体拘束廃止、介助技法、医療情報等 専門研修の報告などテーマを決め職員持ち回りで情報共有する。
外部研修	東社協、品川福祉カレッジなどの関係機関の研修に積極的に参加する。

9. 職員配置 *非常勤職員の常勤換算数

(人)

	管理者	リーダー・サービス管理責任者	生活支援員	看護師	計
常勤	1	1	6	1	9
非常勤			3. 4		3. 4
計	1	1	9. 4	1	12. 4

*他嘱託医師1名

令和4年度 品川区立心身障害者福祉会館生活介護 事業計画

1. 基本方針

- (1) 品川区立心身障害者福祉会館は、品川区内における障害者福祉のセンター機能を担っている。引き続き品川区障害者福祉課と連携を図り、利用者に対するサービスの提供、並びに区内全体の関連機関・社会資源との利用調整を図っていく。適正運営による収支の改善にも取り組む。
- (2) 利用者個々に応じた自立を目指し、その主体性や意向を尊重することにより、人権の尊重を第一とした支援を実践する。
- (3) サービス向上委員会の活動や品川区セルフチェックシートの活用で支援の質の向上を図る。
- (4) 保護者との関係づくりにおいて、利用者支援にあたっての連絡・情報共有を密に行い、又、健康診断や行事、事業説明会等の実施で信頼関係を築く。
- (5) 地域の町会や障害者団体、ボランティア団体等と連携し、利用者と地域社会を繋げる役割を果たし、地域に開かれた施設を目指す。
- (6) 研修への積極的参加等によって職員の資質向上を図る。又働きやすい職場環境を目指し環境整備を行う。

2. 重点目標

- (1) 事業所のホームページやパンフレット等の更新を行い、特色である専門訓練等のサービスをアピールする事で、選ばれる施設となるように情報発信していく。
- (2) 相談支援事業所との連携、特別支援学校実習生の積極的な受け入れや、多様な障害種別の方々の受け入れを行い、利用の増加を図り、稼働率向上に繋げる。
- (3) 虐待防止と身体拘束廃止の取組みを実践し、職員教育、勉強会の実施、介護技術等の向上を促進する。
- (4) 医療的ケア対象者の受け入れを進め、介護、生活等についての相談、助言を行う。医療体制の強化として嘱託医の内科検診を月に4回実施し、協力病院の旗の台病院と連携し、支援していく。また、たん吸引を行える職員の育成を進めていく。
- (5) 余暇活動の充実や生産活動を通じてスキルの向上や体験機会を提供する。
- (6) 作業療法士・理学療法士の指導・助言のもと、訓練プログラムも日中活動に組み入れ、一人ひとりに適したサービスを提供していく。
- (7) 重度障害者支援の強化、充実を図る。強度行動障害支援者養成研修へ参加し、職員の育成を進めていく。
- (8) 新型コロナウイルスの感染拡大予防に努め、柔軟に行事や健康診断等を行う。

3. 定員・目標稼働率

- (1) 生活介護事業 定員 1日 50名 目標稼働率 83%

4. サービス全般

(1) 人権の尊重

- ①幸福を追求する権利、健康で文化的な生活をする権利を擁護する。
- ②利用者の人権擁護（虐待、不適切な言動の根絶）を徹底する。
- ③身体拘束・虐待防止委員会を設置し、人権を尊重した事業運営を維持する。

(2) 施設サービスの充実

- ①利用者の安全・安心して過ごせる環境を提供し、一人ひとりの希望する暮らしぶりに応じて、常に自己選択、自己決定の原則を尊重し、より適切な支援を充実させる。
- ②理学療法士、作業療法士と連携し、利用者の身体機能の維持、向上を図る。

(3) 健康管理

- ①日々のバイタルチェック、必要に応じ体重測定、隨時血圧測定を行う。
- ②嘱託医による健康相談を実施する。(内科4回/月、歯科1回/月、摂食指導1回/月) 加えて、旗の台病院と協力病院契約を結ぶ。

(4) 給食サービス

- ①摂食指導医や給食委託業者、保護者と連携し、利用者の障害特性、嚥下状態に応じた給食(ソフト食等)を提供する。
- ②定期的に希望を聞き献立に反映させる。
- ③毎日、適温で季節感と彩りの豊かな昼食を提供する。

(5) 保護者との関係

- ①利用者の家族等から身体状況の情報を聴取し、健康維持に努める。
- ②事業説明会や、活動内容の写真の掲示や連絡ノート等を活用し、家族連携を強化する。

(6) 苦情解決

- ①品川総合福祉センター苦情解決及び苦情解決第三者委員会運営要綱に従い対応する。
- ②品川総合福祉センターサービス点検調整委員会運営要綱の制度を活用し、利用者の意見を聴取し対応する。
- ③意見箱を設置し、利用者、来客者の意見や要望に迅速に回答する。

(7) 地域社会との関係

- ①地域の方々との交流を進め、相互理解、信頼関係を築くため行事等を連携して実施する。地域の方を通じて、障害者理解を深めていただけるように啓発事業を実施する。
- ②会館まつりの開催では地域代表と実行委員会を組織し実施する。
- ③災害時には二次避難所として機能し、駐車場の災害用トイレを開放する。

5. 会議

会議名	開催日	参加者・内容
職員会議	毎月1回	全職員(運営、方針など)
役職会議	毎月2回	施設長、各部署リーダー(運営全般)
生活介護会議	月1回以上	部署ごとに実施・リーダー、支援員(支援計画、行事検討等)
予算会議	不定期	役職者、事務員(予算検討)
給食会議	毎月1回	栄養士、生活介護リーダー、支援員、給食委託業者(給食内容検討)
サービス向上委員会	毎月1回	施設長、リーダー(人材育成も含めたサービス向上内容検討)
身体拘束・虐待防止委員会	毎月1回	施設長、リーダー(虐待、不適切な言動の根絶を実現)
現任研修	毎月1回	全職員(法人内外の人権研修ほか研修報告を活用)

6. 職員教育・研修

研修名	主催・内容
法人内研修	法人人権研修、専門研修、階層別研修へ参加する。
内部研修	現任研修(人権擁護、虐待防止、医療情報、福祉専門研修の報告などテーマを決め職員持ち回りで情報共有する。)
外部研修	東社協、品川福祉カレッジなどの関係機関の研修に積極的に参加する。

7. 職員配置

自立訓練事業(生活介護) *PTは理学療法士、OTは作業療法士、サビ管はサービス管理責任者()は非常勤。PT/OT/医師は実人数

事業所	管理者	リーダー	生活支援員	看護師	栄養士	事務	PT/OT	医師
生活介護	1(兼務)	1(サビ管)	12(5.3)	1(1)	(0.8)	1	(2)	(3)

令和4年度 品川区立心身障害者福祉会館自立訓練 事業計画

1. 基本方針

- (1) 品川区立心身障害者福祉会館は、品川区内における障害者福祉のセンター機能を担っている。引き続き品川区障害者福祉課と連携を図り、利用者に対するサービスの提供、並びに区内全体の関連機関・社会資源との利用調整を図っていく。適正運営による収支の改善にも取り組む。
- (2) 身体機能や高次脳機能等に障害のある利用者と、知的障害等により生活にハンディキャップを抱える利用者を対象に、就労実現・社会生活の再構築等のその人らしい暮らしづくり、豊かな社会参加の実現を目指し、一人ひとりの主体性や目標、人権の尊重を第一とした支援を実践する。
- (3) サービス向上委員会の活動や品川区セルフチェックシートの活用で支援の質の向上を図る。
- (4) 研修への積極的参加等によって職員の資質向上を図る。又働きやすい職場環境を目指し環境整備を行う。

2. 重点目標

- (1) 利用者が希望する就労自立・社会生活の再構築等の目標・課題を達成するために、個別支援計画に基づいた効果的な支援・訓練プログラムを提供していく。
- (2) 近隣他区の方々の受け入れも進め、多様な対象者の受け入れを行い、稼働率向上に繋げる。
- (3) 虐待防止と身体拘束廃止の取組みを実践し、職員教育、勉強会の実施、介護技術等の向上を促進する。
- (4) 相談支援事業所および地域活動支援センター、医療機関や就労関係の他事業所及び地域との連携を更に強め、ネットワークづくりを強化する。
- (5) 送迎サービスや訪問型訓練の充実を図り、サービス向上を図る。
- (6) 新型コロナウィルスの感染拡大予防に努め、柔軟に訓練プログラムを行う。

3. 定員・目標稼働率

- (1) 自立訓練事業（機能訓練） 定員 1日 12名 目標稼働率 40%

4. サービス全般

(1) 人権の尊重

- ①幸福を追求する権利、健康で文化的な生活をする権利を擁護する。
- ②利用者の人権擁護（虐待、不適切な言動の根絶）を徹底する。
- ③身体拘束・虐待防止委員会を設置し、人権を尊重した事業運営を維持する。

(2) 施設サービスの充実

- ①利用者の安全・安心して過ごせる環境を提供し、一人ひとりの希望する暮らしづくりに応じて、より適切な支援を充実させ、理学療法士、作業療法士と連携し、利用者の身体機能の維持、向上を図り、生活の幅を広げるためのリハビリテーションを行う。
- ②職員は、常に利用者の自己選択、自己決定を原則を尊重し、できる事やできた事を続けられるよう、自己管理できる訓練内容の提供し、自立を支援していく。
- ③利用者の自立に必要なノウハウを持つ地域の福祉・医療・就労等の関係機関・社会資源と連携をとり、目標達成に向けて支援する。

(3) 健康管理

- ①日々のバイタルチェック、血圧測定を行う。

②リハビリテーション科医によるリハビリテーション科相談を実施する。

(リハビリテーション科1回/月)

(4) 苦情解決

①品川総合福祉センター苦情解決及び苦情解決第三者委員会運営要綱に従い対応する。

②品川総合福祉センターサービス点検調整委員会運営要綱の制度を活用し、利用者の意見を聴取し対応する。

③意見箱を設置し、利用者、来客者の意見や要望に迅速に回答する。

(5) 地域社会との関係

①地域の方々との交流を進め、相互理解、信頼関係を築くため行事等を連携して実施する。地域の方を通じて、障害者理解を深めていただけるように啓発事業を実施する。

②会館まつりの開催では地域代表と実行委員会を組織し実施する。

③災害時には二次避難所として機能し、駐車場の災害用トイレを開放する。

5. 会議

会議名	開催日	参加者・内容
職員会議	毎月1回	全職員 (運営、方針など)
役職会議	毎月2回	施設長、各部署リーダー (運営全般)
訓練C会議	月1回以上	リーダー、支援員 (支援計画、行事検討等)
予算会議	不定期	役職者、事務員 (予算検討)
サービス向上委員会	毎月1回	施設長、リーダー (人材育成も含めたサービス向上内容検討)
身体拘束・虐待防止委員会	毎月1回	施設長、リーダー (虐待、不適切な言動の根絶を実現)
現任研修	毎月1回	全職員 (法人内外の人権研修ほか研修報告を活用)

6. 職員教育・研修

研修名	主催・内容
法人内研修	法人人権研修、専門研修、階層別研修へ参加する。
内部研修	現任研修一人権擁護、虐待防止、医療情報、福祉専門研修の報告などテーマを決め職員持ち回りで情報共有する。
外部研修	東社協、品川福祉カレッジなどの関係機関の研修に積極的に参加する。

7. 職員配置

自立訓練事業（機能訓練）

*PTは理学療法士、OTは作業療法士、サビ菅はサービス管理責任者

PT/OT/医師は、実人数

事業所	管理者	リーダー	生活支援員	看護師	事務	PT/OT	医師
機能訓練	1 (兼務・サビ管)	1	2	1	1(兼務)	(5)	(1)

令和4年度 品川区旗の台障害児者相談支援センター事業計画

1. 基本方針

障害児者の自立と社会参加の促進を図るため、地域のあらゆる資源を視野に、福祉サービスの利用支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための総合的な支援を行っていく。また、当事者や家族と接する中で見えてくる地域の課題に対して、社会資源の改善、開発を提案する等、障害児者や家族が希望する暮らしを整えていくよう努める。

2. 重点目標

(1) 相談支援技術の向上に努める。

- ①複数担当制を継続し、他職員と意見交換しながら支援方針を検討、決定していく体制を継続する。
 - ②ケース検討を通して他者からの助言を受けることで、自他を振り返る機会を設ける。
 - ③自立支援協議会、相談支援部会、各種連絡会に参加し、他事業所との交流を通して学びの場を持つ。
- (2) 法人内の相談支援事業所の連携を密にすることで、乳幼児期から高齢期までの継続した相談支援体制を作っていく。
- (3) 地域拠点相談支援センターとして、基幹相談支援センターの意向を確認し、また地域の課題を提案しながら区内の相談支援体制を整理していく。
- (4) 事業所としての具体的な目標や方針（超過勤務時間やケース数等）を明確に示すことで、職員個々の自己管理意識を高める。

3. サービス・支援計画等

(1) 障害者対象の総合相談、障害児者福祉サービスの利用援助を行う。

- ①一般相談等、各種の相談に対応して情報を提供する。
- ②福祉・保健医療サービス等を利用する際の援助を行う。
- ③障害児支援利用計画書・サービス利用計画書の作成、サービス調整、モニタリングを行う。
- ④障害支援区分の認定調査を実施する。
- ⑤サービス担当者会議等を開催し、サービス調整会議に参加する。
- ⑥障害者の緊急時に対応する等、区内関係事業所との連携を図る。
- ⑦品川区障害者福祉課と連携し、利用者の生活を総合的に支援する。

(2) 社会資源を活用するための支援を行う。

- ①各種障害児者施設・サービス等の紹介を行う。
 - ②障害児者施策以外にも障害児者が利用できる社会資源の紹介を行う。
 - ③障害者の自主活動グループ等の情報を提供する。
- (3) 社会で生活するための能力を高める支援を行う。

- ①生活技術を高めるための助言や支援を行う。
- ②障害児者や家族の不安解消の為に、様々な関係作りを支援する。
- (4) 障害者によるピアカウンセリングの事務・連絡調整を行う。
- (5) 在宅の身体障害者を対象に、理学療法士等による訪問相談および車いす等の相談を行う。
- (6) 在宅の重度身体障害者への巡回入浴車派遣の連絡調整等全般を行う。
- (7) 高次脳機能障害者を対象に作業療法士の専門相談を実施する。
- (8) 行政、障害児者施設、就労支援センター、その他関係事業所等とネットワークを構築し、連携を図る。

4. 会議・研修計画

(1) 会議

- ①支援センター会議を開催し、支援センター全体で情報の共有を行う。
また、法人内の在宅介護支援センター併設型障害者計画相談支援事業所と合同の会議を行うことで法人内の障害児者計画相談支援事業所の協力体制を整える。
- ②自立支援協議会専門部会や各種連絡会に参加する。

会議名	開催日	参加者・内容
職員会議	毎月1回	全職員（運営、方針など）
役職会議	毎月1回	施設長、各部署リーダー（運営全般）
支援センター会議	月2回 ※1回併設と合同	全職員、ケース調整、情報共有など
サービス向上委員会	毎月1回	施設長、リーダー
虐待防止委員会	毎月1回	施設長、リーダー

(2) 研修

- ①法人内研修、相談支援業務に関連する研修に計画的に参加する。

研修名	主催・内容
法人内研修	人権擁護・虐待防止研修、専門研修、階層別研修へ参加する。
内部研修	現任研修一人権擁護、虐待防止、医療情報、福祉専門研修の報告などテーマを決め職員持ち回りで情報共有する。
外部研修	東社協、品川福祉カレッジなどの関係機関の研修に積極的に参加する。

5. 職員配置

	管理者	相談員	拠点マネージャー	児童相談員	専任相談員(OT)
職員配置	1(兼務)	4	1	1.5	(2)

※OT（作業療法士の略）は実人数

令和4年度 品川区中延障害者計画相談支援事業所事業計画

品川区大井第二障害者計画相談支援事業所事業計画

品川区八潮障害者計画相談支援事業所事業計画

1. 基本方針

- (1) 障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域のあらゆる資源を視野に、福祉サービスの利用支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための総合的な支援を行っていく。
- (2) 地域共生社会の実現に向けて、高齢者福祉施策との連携や活用支援を図り高齢障害者に対する包括的な相談支援を行う。

2. 重点目標

- (1) 区の方針を確認し、地域拠点相談支援センター等と連携を取りながら、高齢障害者の支援ニーズを把握し支援をおこなう。
- (2) 高齢者施策との連携を進めるため在宅介護支援センター等とも連携しながら相談支援事業を実施する。
- (3) 法人内の相談支援事業所の連携を密にすることで、乳幼児期から高齢期までの継続した相談支援体制を作っていく。
- (4) 法人内の3カ所の在宅介護支援センター併設型相談支援事業所の業務管理体制を整えていく。
- (5) 各地域拠点相談支援センターからのケース移行や新規ケースを受けることで一定のケース数を維持し収入を確保していく。

3. 計画・相談・支援

- (1) 障害者対象の総合相談、障害者福祉サービスの利用援助
 - ①一般相談等、各種の相談に対応して情報を提供する。
 - ②福祉・医療保健サービス等を利用する際の援助を行う。
 - ③サービス利用計画書を作成、サービス調整、モニタリングを行う。
 - ④サービス担当者会議等を開催、サービス調整会議に参加する。
 - ⑤障害者の緊急時に対応する等、区内障害者関係事業所との連携を図る。
 - ⑥品川区障害者福祉課と連携を強化、利用者の生活を総合的に支援する。
- (2) 社会資源の活用支援
 - ①各種障害者施設・サービス等の紹介を行う。
 - ②障害者の外出（移動）の支援マネジメントを行う。
 - ③障害者施策以外にも、障害者が利用できる社会資源の紹介を行う。
 - ④障害者の自主活動グループ等の情報を提供する。
- (3) 社会で生活するための能力を高める支援
 - ①生活技術を高めるための助言や支援を行う。

- ②障害者や家族の不安解消や、協力関係作りを行う。
- (4) 行政・各障害者施設・各ヘルパー事業所・就労支援センター等との連携事業を遂行する上で関係事業所と定期的に、また必要時に会議や研修等を通じて連携を図る。

4. 会議・研修計画

(1) 会議

- ①支援センター会議を開催し、3カ所の在宅介護支援センター併設型相談支援事業所で情報の共有を行う。また、旗の台障害児者相談支援センターと合同の会議を行うことで法人内の障害児者計画相談支援事業所の協力体制を整える。
- ②自立支援協議会専門部会や各連絡会に参加する。

会議・研修等名	開催日	参加職員・内容
職員会議	月1回	相談支援専門員、管理者
支援センター会議	月2回	※内1回は品川区旗の台障害児者相談支援センターと合同。
相談支援事業所連絡会 自立支援協議会専門部会	開催時	相談支援専門員、管理者、品川区障害者福祉課等関係者
地区ケア会議	月1回	相談支援専門員、管理者、高齢者福祉課、在宅介護支援センター、保健センター他関係機関、サービス事業所等
虐待防止委員会	月1回	相談支援専門員、管理者

(2) 研修

- ①法人内研修、相談支援業務に関連する研修に計画的に参加する。

研修名	主催・内容
法人内研修	法人人権研修、専門研修、階層別研修へ参加する。
内部研修	現任研修一人権擁護、虐待防止、医療情報、福祉専門研修の報告などテーマを決め職員持ち回りで情報共有する。
外部研修	東社協、品川福祉カレッジなどの関係機関の研修に積極的に参加する。

5. 職員配置

	管理者	相談支援専門員(兼任)	計
常勤	1	1	1
非常勤	0	0	0
合計	1	1	1

令和4年度 品川区障害者地域活動支援センター事業計画

1. 基本方針

在宅の障害者を対象に、創作的活動等の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、地域の中で自らの意思で自立した日常生活を営む事や、社会活動に参加する事を支援する事業を行う。また、障害者の日中活動や地域生活を支えるボランティア育成、啓発活動、介護人材育成事業を実施する。

2. 重点目標

- (1) ホームページやパンフレット等を活用し、区民に事業内容を発信することで新規登録利用者を増やす。
- (2) 継続した教室運営を行う為に、新規ボランティアを増やしていく。
- (3) 必要に応じてマニュアルを活用し安定した事業運営を行う。
- (4) 区の意向を確認しながら、手話啓発に関する取組みに協力する。
- (5) 他事業所の見学や研修等を積極的に参加することで、事業に必要な知識や技術を身に付ける。
- (6) 関係機関と協力しながら現状の各種講習会の開催方法などを見直し、今後について検討していく。

3. サービス・支援計画等

(1) コミュニケーション支援

〈手話通訳派遣事業〉〈要約筆記派遣事業〉

品川区の意思疎通支援事業の派遣事業を担う人材の育成や派遣調整を行う。

(2) 相談事業

社会資源の活用方法の助言・余暇活動など在宅障害者からの各種相談に応じていく。また、ボランティアの活動依頼や支援依頼には、各種事業やボランティア団体等を紹介し、ニーズとサービスを結び付けていく。

(3) 障害者の機能維持・生活能力向上等の支援に関わる講座

〈ことばのリハビリ教室〉脳血管障害等による失語症の言語訓練を実施する。

〈健康体操教室〉二次障害予防のための身体能力維持のための体操を実施する。

〈生活講座〉自立生活に必要なスキルの習得や地域での活動の機会を広げる為に、外出プログラム等、様々な活動を行う。

(4) 障害者の文化的な生活支援に関わる教養講座、創作的活動の開催

〈造形ワークショップ〉生活に文化的な要素を取り入れ、生きがいやスキルを引き出す支援の提供を行う。

(5) 障害者情報バリアフリー化支援事業

テーマ別教室や相談日において、パソコンに関する指導等を行う。

(6) 中途障害者向け講座

区内の中途失聴難聴者に対して、ニーズに合わせた講座を行う。

(7) 自主グループ支援

障害者・ボランティアが協力し、グループ活動を当事者間で行えるように支援を行う。

(8) 合同行事の開催

合同交流会等を通して、各種教室の利用者同士が交流できる場を設ける。

(9) ボランティア育成・啓発事業

〈点字、手話、朗読講習会〉〈高次脳機能障害者サポート一養成講座〉

障害者の完全参加と平等という理念が区民に定着するための各種啓発事業を行う。また、講習会終了後にはボランティアとして活動できるよう、ボランティア団体と連携していく。

(10) 介護人材育成

〈移動支援従業者養成研修〉

介護人材育成を目的として、移動支援従業者養成研修を開催する。

(11) 交流室

気軽に立ち寄り、仲間づくりや情報収集、相談等、生活に必要な情報を得られる場を提供する。

(12) 各種部屋等の貸し出し事業

①共同事務室等の部屋の貸し出しを行う。

②障害者団体及びボランティア団体の活動を援助するため、ボランティア室等の場所の提供や事務機器等の貸し出しを行う。

③家庭での入浴が困難な在宅障害者に対して浴室を提供する。

④障害者に対し、車イス等の貸し出しを行う。

4. 研修・会議計画

(1) 対象者への理解を深め適切な支援に繋げる為に、各種専門研修に参加する。

(2) 他事業所の見学等を積極的に行うことで新たな視点を養う。

会議名	開催日	参加者・内容
職員会議	毎月 1回	全職員 (運営、方針など)
役職会議	毎月 1回	施設長、各部署リーダー (運営全般)
地活会議	月 1回	全職員、ケース調整、情報共有など
サービス向上委員会	毎月 1回	施設長、リーダー
虐待防止委員会	毎月 1回	施設長、リーダー

研修名	主催・内容
法人内研修	人権擁護・虐待防止研修、専門研修、階層別研修へ参加する。
内部研修	現任研修一人権擁護、虐待防止、医療情報、福祉専門研修の報告などテーマを決め職員持ち回りで情報共有する。
外部研修	東社協、品川福祉カレッジなどの関係機関の研修に積極的に参加する。

5. その他

地域の皆様に、障害者福祉への理解と促進を目的として次の事に取り組む。

①事業の見学を受け入れる。

②地域の社会資源を活用した事業実施を図る。

6. 職員配置

	管理者	リーダー	指導員
職員配置	1 (兼務)	1 (兼務)	2

令和4年度 福祉工場しながわ事業計画

1. 基本方針

障害福祉サービス・就労継続支援A型事業として、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供し、その知識及び能力の維持向上のために必要な訓練、支援その他の便宜を関係法令に従い、適切かつ効果的に行う。また、社会人としての基本的マナー、態度、行動を身につけることを目指し、同時に就労に対する意欲の向上と生活圏の拡大を意図した指導、支援を行う。実施にあたっては、関係機関と連携を図り、総合的な福祉サービスの提供に努める。

2. 重点目標

- (1) 各事業の適正な収支管理を推進する。
- (2) 法に則った一般衛生管理と食品表示法の遵守を推進する。
- (3) 利用者的人格を尊重し、虐待防止及び身体拘束等についての体制整備、職員教育を強化する。
- (4) 各業務においてのサービス向上及び技術向上の支援を推進する。
- (5) 作業及び生活の支援のために関係機関との情報の共有化と連携を行う。

3. 定員・目標稼働率

定員：40名、目標稼働率：72%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

①業務内容

第1業務 区立公園清掃、建物清掃、その他

【新規業務の開拓・清掃技術の向上】

新規現場、新規業務の開拓・清掃技術の向上のための指導、助言を徹底。

タスカルカードの継続。【タスク（仕事）が解るカード】

第2業務 パン製造・販売

【新たな販売戦略の展開と商品の品質向上及び商品管理の徹底】

店舗営業及び外販を強化し増収を目指す。

第3業務 骨壺の製造及び販売

【製作技術の向上と品質管理、製造安定化の推進】

質の安定した製品作成を進めるために作業工程を徹底的に分析。

利用者個々に合わせて作業内容の拡充を行う。

②利用者支援

- ・面談、会議を通して、適切なアセスメント、個別支援計画や作業評価の策定、

本人とご家族等に説明し、必要な支援を進める。また、各学校からの職場体験等、受け入れや協力を行う。

- ③職員研修：虐待、不適切な言動の根絶に向け、利用者の人権擁護に関する現任研修に人権研修を盛り込む。支援技術、知識の習得をすすめる。
- ④運営管理：適正な運営を行うべく、収支管理、稼働率管理を行う。

(2) 日課

各業務において通年、就労の機会を提供、支援する。

早番 7:00～15:00　日勤 8:00～16:00

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	家族会	12	忘年会
7	暑気払い	2	アセスメント・個別面談
9	宿泊旅行・アセスメント・個別面談	3	アセスメント・個別面談
10	アセスメント・個別面談		

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	月1回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員、事務員
個別支援会議	半期1回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員
安全衛生委員会	月1回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員、事務員
ブチレーブ会議	月1回	管理者・サビ管、リーダー 担当職業指導員、担当生活支援員、事務員
虐待防止委員会	年4回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員、事務員
サービス向上委員会	月1回	管理者・サビ管、リーダー、職業指導員、生活支援員、事務員

* サビ管：サービス管理責任者の略

6. 職員配置

	管理者	サービス 管理責任者	職業指導員	生活支援員	事務員	計
常勤	1(兼務)	2(兼務)	5	2	1	10
非常勤			1.6			1.6
合計	1	1	6.6	2	1	11.6

令和4年度 鮫洲なぎさの家事業計画

1. 基本方針

利用者が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況に応じて、支援を進める。また、利用者と地域との結び付きを進め、就労先その他関係機関との密接な連携に努め、利用者が区民として、生活の豊かさを享受できるように支援する。

2. 重点目標

- (1) 利用者の人格を尊重し、虐待防止及び身体拘束等について体制整備、職員教育を強化する。
- (2) 利用者の生活のリズムの安定化を図る。
- (3) 利用者の余暇支援を推進する。
- (4) 利用者の高齢化に伴う健康管理の強化を推進する（定期通院付き添い等）。
- (5) 支援区分の見直しと適切な支援を実施していく。

3. 定員・目標稼働率

定員 6名（女性）合計 6名。

目標稼働率 100%

4. サービス・支援計画

（1）サービス全般

- ①支援全般：共同生活において必要に応じた介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の支援、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。
- ②食事：朝食・夕食を提供し、季節感のある献立に配慮する。出勤時間の差や、休日の過ごし方の違いに配慮する。
- ③金銭管理：自己管理を原則とし、必要に応じて小遣帳の使用などの助言を行い、適切な金銭管理を進める。個人の状況によっては、成年後見制度を利用し、財産管理を行う。
- ④生活リズムの尊重：掃除、洗濯、入浴、整容などの日常生活、衛生管理、休日の余暇支援を行い、個々の生活リズムを確立する。
- ⑤健康管理：日々の会話、表情の変化から、心身の状態を捉え、健康面への適切な助言を行う。また、通所している施設や就労先と連携し、健康診断結果を把握し、健康管理を進め、必要に応じ通院の付き添い、服薬支援を行う。コロナ禍における衛生管理を徹底する。
- ⑥行事：利用者の希望により、食事会やお花見などの行事を計画する。
- ⑦通所・就労・帰宅支援：通所施設利用者についてはご高齢の家族に代り、施設

の家族会などに出席し、施設との連携を図る。また職場訪問等を行い、職場での状況を把握、課題を共有、多職種と連携し支援を行う。

- (2) 職員研修：虐待、不適切な言動の根絶に向け、利用者の人権擁護に関する現任研修、人権研修を行う。支援技術、知識の習得を進める。
- (3) 運営管理：適正な運営を行うべく、収支改善、稼働率管理、コスト削減に努める。世話人を確保するべく、随時募っていく。

(4) 日課

時間及び内容		時間及び内容	
6:00	起床・洗面・整容	17:00	帰所
6:30	朝食（A型のみ出勤等）	17:30	洗濯
7:30	歯磨き・着替え	18:00	入浴
8:00	通所出勤等	19:00	夕食
日中	通所施設等の作業	19:30	団らん
	日中活動に参加（昼食含む）	21:00	就寝・見回り

(5) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	お花見・保護者会・個別面談	12	クリスマス忘年会行事
8	地域交流バーべキュー大会	1	初詣
9	個別面談	3	個別面談・1日外出（希望募る）
11	保護者会		

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	年2回	管理者、サービス管理責任者、生活支援員・世話人
個別支援計画会議	半期に1回	管理者、サービス管理責任者、生活支援員
事業所研修会	半期に1回	管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人
サービス向上委員会	適時	管理者、サービス管理責任者、生活支援員等
虐待防止委員会	年2回	管理者、サービス管理責任者、生活支援員等
打合せ会	必要に応じ	管理者、サービス管理責任者（必要に応じて事務員）

6. 職員配置（人） *非常勤職員は常勤換算数

	管理者	サービス 管理責任者	世話人	生活支援員	事務員	計
常勤	1	1	1（兼務）	1		4
非常勤			1		0.6	1.6
合計	1	1	2	1	0.6	5.6

令和4年度 さつき事業計画

1. 基本方針

- (1) 利用者の自己実現や生きがいを大切にし、自立を目指した自己決定を尊重する。
- (2) 人権擁護や尊重を徹底し、虐待の根絶のため、利用者の特性と心を充分理解する。
- (3) 職員の人材育成、職場定着支援を行い、チーム力を高め、質の高いサービスを提供する。

2. 重点目標

- (1) 様々な障害特性を理解し、就労継続支援B型事業に適した安定した作業を提供する。
- (2) 虐待防止委員会を適確に運営し、本来の機能を継続させる。
- (3) サービス向上のため、職員の専門性、人間性の向上を図る。
- (4) 工賃額向上に努め、安定的な施設経営を目指す。
- (5) 定時退社を心掛けるなど働き方改革のモデル事業所となり、職員が安心して心身共に健康で働ける職場環境を作る。

3. 定員・目標稼働率

- (1) 定員 40名
- (2) 目標稼働率 98%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

①生活支援

個別支援計画に基づき、生活圏の拡大を図るため、必要な生活支援を実施する。
親無き後の支援として、社会資源の活用、地域生活支援拠点の活用を推進する。

②作業支援

社会経済活動への参加促進・生きがいの醸成等、利用者個々のニーズとその能力、
適性に応じた作業活動の場を提供する。

③就労のための社会性の獲得、向上のため体験活動等の実施。

④サービス改善向上委員会

事業所提供サービスに特化した課題を基に、サービスの改善・向上を目指していく。

⑤健康管理

血圧・体重測定：毎月（全員）

定期健康診断：年1回～胸部X線、血液検査、聴力、心電図、血圧、血液検査、
聴打診（希望者のみで費用は自己負担。）

インフルエンザ予防接種：年1回、（希望者のみで費用は自己負担。）

⑥食事

昼食の提供、メニューの希望を献立に反映。また、季節に応じた献立の提供。

(2) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	家族会	10	サロン・カラオケ
5	サロン・カラオケ	11	サロン・カラオケ
6	サロン・カラオケ	12	忘年会
7	サロン・カラオケ	1	新年会
8	サロン・カラオケ	2	
9	余暇活動・家族会	3	バス旅行・家族会

*感染症流行により変更あり

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	月1回	管理者・サビ管・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員・事務員
個別支援計画会議	年2回	管理者・サビ管・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員
ケース検討	随時	管理者・サビ管、生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員
利用者集会	第2水曜日	利用者・管理者・リーダー
自治会	工賃支給日	サビ管・生活支援員、職業指導員・目標工賃達成指導員
工賃判定会議	中間期 年度末	管理者・サビ管・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員 リーダー
研修発表会	随時	管理者・サビ管・リーダー
現任研修（人権研修含）		生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員
サービス向上委員会		
虐待防止委員会	年3回	管理者・サビ管・リーダー・生活支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員
身体拘束防止委員会		

*サビ管はサービス管理責任者の略

6. 職員配置

	管理者	サビ管	生活支援員	職業指導員	目標工達成指導員	事務員	計
常勤	1	兼務1	4	1	1	1	9
非常勤			1.5				1.5
合計	1	1	5.5	1	1	1	10.5

令和4年度 八潮中央保育園事業計画

1. 基本方針

- (1) 「元気な子」「思いやりのある子」「感性豊かな子」をめざす子ども像とし、保護者や地域の方と協力しながら子どもの心身の健やかな成長を第一に考えて保育を行っていく。
- (2) 様々な人との関わりを通して、成長の土台となる「人への信頼感」を養う。

2. 重点目標

(1) 職員の意識の醸成、質の向上

- ①八潮北保育園運営受託に伴い、職員集団に変化のある年度であるため、園の運営や保育に関して統一した見解を持てるように情報の周知を徹底する。
- ②また、各種会議や園内での取組みに対して企画や運営に携わり、新体制の構築に参画することで能力向上、キャリアアップに繋る。園内における各階層に応じた役割を明確に伝え、役割に応じた任務を遂行するために必要な研修に参加させる。

(2) 大規模改修に伴う移転、移転先での安心、安全な保育環境の保持

- ①大規模改修に伴い、旧八潮南保育園へ移転を予定している。移転先での安全な保育環境の保持及び、園児、保護者の不安軽減のために安心して過ごせる環境づくり、細やかな目配りと配慮に努める。

(3) 働きやすい職場づくり

- ①業務の手順や内容を整理し、効率化を進めることで職員の超過勤務を可能な限り減らし、ワークライフバランスを図る。
- ②全ての職員が気持ちよく働くために職場環境の整備を進めるとともに、公の場で意見交換が行えるような雰囲気作りや、気が付いた点を伝え合い、改善に向かえるような関係構築に努める。

(4) 感染症対策、災害時の連携、対応

感染症拡大防止のための情報収集、自治体や医務と連携しての取組み、保護者への協力要請、啓発に努める。

3. 定員・目標稼働率

利用定員：90名 目標稼働率：100%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

①開園時間 7:30～20:30

保育標準時間（11時間利用）と保育短時間（8時間利用）の通常保育時間外に、勤務時間に応じて延長夜間保育を行う。

②健康管理

園児の健康状態を適切に観察し、疾病の早期発見、感染症予防に努める。外気に触れ、積極的に戸外活動を行うことで健康な身体作りを行う。

③給食

委託業者と協力し安心、安全な給食提供を行う。食物アレルギー児に対しては、家庭での食事状況の把握に努め、主治医の指示のもと個々に合わせた対応を行う。

④一時保育

在宅で子育てをしている保護者が傷病や出産等の理由により保育が困難な場合に一時的に保育を行い支援する。

⑤地域交流

八潮内保育園・幼稚園、高齢者施設、障害児施設との交流を行う。

(2) 日課

時間及び内容		時間及び内容	
7：30	順次登園・検温・視診	12：30	午睡
9：00	牛乳（乳児）	15：00	おやつ
9：45	活動	15：30	遊び
11：00	食事	18：30	降園（通常保育終了）

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	対面式（3～5歳児）・春の健診 全体保護者会・クラス保護者会	11	勤労感謝施設訪問（幼児）・鑑賞会（地域含） クラス保護者会
5	親子遠足・触れ合い動物園（地域含）	12	生活発表会・クリスマス
6	園内宿泊保育（5歳児） 歯科検診	2	お楽しみ会（4歳児）・お別れ遠足（5歳児） クラス保護者会
7	すいか割り・ドーナツ祭	3	お別れ会（3～5歳児）・卒園式（4、5歳児）
9	敬老施設訪問（幼児）	毎 月	誕生会・避難訓練・身体測定
10	運動会・芋掘り遠足（4、5歳児）		

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	第3水曜日	全職員
ケース会議	第4水曜日	園長・リーダー・保育士・看護師・栄養士
給食会議	第3水曜日	園長・リーダー・担当保育士・看護師・栄養士
役職会議	月2～3回	園長・リーダー
乳幼児ミーティング	月1～2回	リーダー・保育士・他
虐待防止委員会	月1回	園長・リーダー・乳幼児リーダー
サービス向上委員会	月1回	リーダー、栄養士、看護師、保育士

6. 職員配置

	管理者	保育士	栄養士	保育補助	看護師	事務員	嘱託医	計
常勤	1	17	1	0	1	2	0	22
非常勤	0	3	0	3	0	0	1	7
合計	1	20	1	3	1	2	1	29

*嘱託医は実人数

令和4年度 品川区立八潮北保育園事業計画

1. 基本方針

- (1) 品川区の保育理念 「人間尊重の精神に基づき、一人ひとりの子どもが良さと可能性を發揮し、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」を基に、子どもの一人一人の「命、育ち、気持ち」を大切にし、保護者や地域、関係機関と協力をしながら子どもの心身の健やかな成長を見守り、保育を行っていく。
- (2) 「明るくのびのびとした子ども」「感性豊かな子ども」「自分で考えて行動する子ども」を保育の目標に、生涯にわたる人間形成にとって大切な基礎を培っていく。

2. 重点目標

(1) 安全で安定した保育の実施

子どもや保護者との関係の構築に努め、安心して通う事の出来る保育園にする。その為に、職員個々の役割を明確に伝え、役割に応じた任務を遂行するとともに、保育環境を見直し、子どもにとって安心できる環境を提供する。

(2) 職員意識の統一による、保育の質の維持

今年度より事業が開始される為、職員間で積極的な意見交換等を行い、保育の進め方について検討し、改善につなげるものや今後も継続して行っていくことを精査する。

(3) 職場の環境づくり

- ①全ての職員が気持ちよく、効率的に働くために、職場の環境や備品の整備を進めるとともに、ICTの活用方法について検討する。
- ②業務の手順や内容を整理し、均一の取れた業務遂行を目指す。

(4) 感染症対策、災害時の連携、対応

感染症拡大防止のための情報収集、自治体や医務と連携しての取り組み、保護者への協力要請、啓発に努める。

3. 定員・目標稼働率

利用定員：102名 目標稼働率：100%

4. サービス・支援計画

(1) サービス全般

①開園時間 7:30～19:30

保育標準時間（11時間利用）と保育短時間（8時間利用）の通常保育時間外に、勤務時間に応じて延長保育を行う。

②健康管理

保健計画に沿って、園児の健康状態を適切に観察し、疾病の早期発見、感染症予防に努める。外気に触れ、積極的に戸外活動を行うことで健康な身体作りを行う。

③給食

委託業者と協力し安心、安全な給食提供を行う。食物アレルギー児に対して

は、家庭での食事状況の把握に努め、3月、9月に面談を実施し主治医の指示のもと個々に合わせた対応を行う。

④一時保育

在宅で子育てをしている保護者が傷病や出産等の理由により保育が困難な場合に一時的に保育を行い支援する。

⑤地域交流

八潮内保育園・幼稚園、高齢者施設、障害児施設との交流を行う。

(2) 日課

時間及び内容		時間及び内容	
7：30	順次登園・検温・視診	12：30	午睡
9：00	牛乳（乳児）	15：00	おやつ
9：45	活動	15：30	遊び
11：00	食事	18：30	降園（通常保育終了）

(3) 年間行事予定

月	内容	月	内容
4	春の健診 全体保護者会・クラス保護者会	11	遠足（4・5歳児）・焼き芋 勤労感謝施設訪問（幼児）・クラス保護者会
5	園外保育（4・5歳児）	12	キッズランド（3～5歳児）・クリスマス
6	歯科検診・お店屋さんごっこ	2	作品展・クラス保護者会
7	かもめ祭り	3	園外保育（3～5歳児） 卒園式（5歳児）・お別れ会
9	敬老施設訪問（幼児）	毎月	誕生会・避難訓練・身体測定
10	運動会・芋掘り・園外保育（3歳児）		

5. 会議

会議名	開催日	参加職員
職員会議	第3水曜日	全職員
ケース会議	第4水曜日	園長・リーダー・保育士・看護師・栄養士
給食会議	第4水曜日	園長・リーダー・担当保育士・看護師・栄養士
役職会議	月2～3回	園長・リーダー
乳幼児ミーティング	月1～2回	リーダー・保育士・他
虐待防止委員会	月1回	園長・リーダー・乳幼児リーダー
サービス向上委員会	月1回	リーダー、栄養士、看護師、保育士

6. 職員配置

	管理者	保育士	栄養士	保育補助	看護師	事務員	嘱託医	計
常勤	1	17	1	0	1	1	0	21
非常勤	0	4	0	3	0	0	3	10
合計	1	21	1	3	1	1	3	31

*嘱託医は実人数

令和4年度 品川区立八潮わかくさ荘事業計画

1. 基本方針

- (1) 法人理念に基づき、入居者（40名）の自立した安全な日常生活を支援する。高齢単身であるため、緊急時の対応、健康管理や日常生活にかかる相談及び軽微な援助等にも臨機に対応する。
- (2) 建物の維持保全、防火管理、管理人業務を法人として適切に行う。
- (3) 地域と連携し、防犯、防災、地域活動等の情報提供を行う。

2. 重点目標

- (1) 入居者の高齢化が進み、体調、精神面で不安を訴える方が増えているため、日常の状態変化の把握に努め、必要な相談機関やサービス利用等の連携を図れるように支援する。
- (2) 災害対策について、八潮在宅サービスセンター、ワーデン（管理人）、地域の防災関係者と連携する。
- (3) 詐欺や不審者の侵入防止等防犯に努め、入居者が安心して生活を営めるように支援する。
- (4) 建設後30年を迎える老朽化が進んでいる状況のため、不良箇所の早期発見早期対応を行う。

3. サービス・支援計画

(1) サービス提供体制

24時間体制で以下の管理人(ワーデン)業務を直営で行なう。

- ①病気、事故の緊急時における救急対応及び保証人、関係機関への連絡。
- ②日常的な入居者の安否確認(生活リズムオンシステム)

(2) 建物管理

施設設備の専門的な保守管理全般は、法人営繕が担当し、必要な部分を業者に委託する。

(3) 費用徴収

共益費及び東京熱供給(株)使用料に関する収納、支払い業務を実施する。

4. 防災関係

八潮シルバービア総合防災訓練、60号棟との合同訓練、八潮地区防災訓練へ参加する。

5. 個人情報の取り扱い

個人情報保護関係法令、(区条例)、法人保護規程、同取扱い要領等を遵守し、個人情報の適切な収集、利用及び提供を実施する。

6. 職員配置

	ワーデン（管理人）
非常勤職員	3

- ・日曜日以外の日中は八潮在宅サービスセンターの職員が、緊急通報システムを含む管理を行う。

令和4年度 大井倉田わかくさ荘 事業計画

1. 基本方針

大井倉田わかくさ荘は、総戸数8戸の高齢者住宅である。品川区立高齢者住宅条例および当法人の理念・方針に基づき、入居者の自立した安全な日常生活の確保を目指していく。建物の保全、維持管理、防火管理、管理人業務を法人として適切に行う。また、日中の安全管理システム等の対応は、隣接する在宅サービスセンター、在宅介護支援センターの職員が臨機応変に速やかな対応を行う。入居者および警備会社との連絡、高齢者地域支援課・各種関連事業所との調整などは所長が中心となり行うこととする。

2. 重点目標

- (1) 入居者の安全と詐欺等の防犯抑止力を高めるため、防犯カメラを設置する。
- (2) 見守りをしっかりと行い、孤独死および詐欺被害を発生させない。
- (3) 要介護度が多少進んでも住み続けられる、必要な支援に繋げられる。
- (4) 設備老朽化が進んでおり、居室、建物全体について日頃から居住者の情報を集め、設備の維持管理に努める。退去のタイミングで、区の施設整備課主導で給排水設備更新とキッチンのリフォームを実施する。
- (5) 24時間警備会社にワーデン業務を委託し機械警備を行っているが、警備会社との連携を深め、生活の安全を確保する。

3. サービス・支援計画

①設備維持管理

年間予定に基づき、各種設備関係の点検を行う。(安全管理システム・火災報知機・消火器など)

②共益費

共用部分の維持管理のために、毎月500円の共益費を徴収する。

③広報

大井在宅サービスセンターで開催する行事や町会および地域の行事などに積極的に参加できるよう掲示板などを活用する。

④ 防災

大井在宅サービスセンターと共同で定期的に防火・防災訓練を実施する。

⑤ ご家族等との連絡体制（個人情報の保護）

入居者の個人情報については、入居の際に必要最低限の内容を提供してもらっている。また、ご家族（ご親族）については緊急時用として、お二人のお名前、連絡先を確認している。加齢や疾病などにより健康面や日常生活に不安が生じてきた時には高齢者地域支援課とも協議し、必要に応じて連絡を取っていくこととする。個人情報については、個人情報保護関係法令、区条例、当法人保護規程、同取扱い要領等を遵守し、個人情報の適切な収集、利用及び提供を実施していく。

令和4年度 品川区立大井三丁目高齢者憩の場事業計画

1. 基本方針

地域包括ケアシステムの方針の一つである、『いつまでも、住み慣れた地域で暮らす』という施設完結型ケアから在宅完結ケア型の移行に向けて、地域で助け合いながら安心して、ゆとりある老後を過ごせる『ともにいきるまち』の拠点づくりを行う。法人の高齢・障害・児童の各分野の知識と経験を活かし多世代の多種多様なニーズに対応すべく、サービスの充実を図る。

2. 重点目標

- (1) 安心して生き活きと住み続けられる『ともにいきるまち』の創造
- (2) 住民同士の相互交流が進み、生きがいを育む活動やコミュニティの形成
- (3) 多世代交流を進め、共助が自然と身につくまちの小さな拠点づくりの推進

3. サービス・支援計画

(1) 地域の高齢者や障害者、子育て世代等の憩いの場・交流の場

- ①ほっとサロン：品川区社会福祉協議会登録団体に部屋を貸し出し、外出機会の少ない高齢者を中心とした多世代の地域交流の場とする。
- ②ミニ健康教室を通じて、会話の機会の乏しい高齢者等が、定期的に外へ出でいくことのできる場、安心してくつろげる場を提供し、閉じこもり防止、生活活性化等の介護予防・自立支援を促す。
- ③園芸療法を用いて、菜園を利用した土いじりや草花や野菜などの園芸活動や、身の回りにある自然との関わりを通して、五感を研ぎ澄ませ、心の健康、体の健康、社会生活における健康の回復を図る。
- ④家族等を介護している同士のコミュニケーションを促進し、リフレッシュを行うことができる集いを開催する。
- ⑤ひなたぼっここの事業を通じて、多世代交流の機会を設け共助が自然と身につく場所作りを行う。

(2) 介護予防事業

①地域ミニデイの開催

介護予防・日常生活支援総合事業としてボランティアによる地域ミニデイサービスを実施、健康づくり体操など高齢者の介護予防に繋げる。

- ②ピンコロ道場では、ミニデイを卒業された方の居場所作りとして、介護予防に繋げる。

(3) 地域交流事業

こすもすパーティーを開催し、地域交流を図る。

(4) その他事業

- ①障害者向け生活相談の場とする。
- ②ボランティア養成・啓発事業の一環としてボランティア講座を開催する。

